

平成26年 6月10日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成26年6月10日(火)午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問(別紙のとおり)
- 日程第 6 同意第 1号 固定資産評価員の選任について
- 日程第 7 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて  
(町税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第 8 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて  
(東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 9 議案第 22号 平成26年度東庄町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第 10 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書について  
(平成25年度東庄町一般会計繰越明許費繰越計算書)
- 日程第 11 請願第 1号 「国における平成27(2015)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願
- 日程第 12 請願第 2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願
- 日程第 13 陳情第 1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情
- 日程第 14 休会の件

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員(15名)

- 1番 林 俊之君
- 2番 大網正敏君
- 4番 花香孝彦君
- 5番 佐久間義房君
- 6番 板寺正範君

7番 城之内 一 男 君  
8番 高 木 武 男 君  
9番 林 甚 一 君  
10番 鈴 木 正 昭 君  
11番 多 田 和 弘 君  
12番 土 屋 進 君  
13番 山 崎 ひろみ 君  
14番 宮 崎 正 吾 君  
15番 高 嶋 雅 弘 君  
16番 鎌 形 寿 一 君

欠席議員

なし

出席説明員（15名）

町 長 岩 田 利 雄 君  
副 町 長 清 水 正 幸 君  
監 査 委 員 平 山 茂 君  
会 計 管 理 者 鈴 木 努 君  
健 康 福 祉 課 長 石 毛 克 身 君  
総 務 課 長 金 島 正 好 君  
病 院 事 務 長 鈴 木 和 雄 君  
産 業 振 興 担 当 課 長 石 毛 一 久 君  
ま ち づ ぐ り 課 長 大 後 修 司 君  
町 民 課 長 多 部 田 秀 也 君  
農 業 委 員 会 事 務 局 長 河 津 静 夫 君  
教 育 委 員 会 委 員 長 向 後 元 道 君  
教 育 長 小 澤 茂 君  
教 育 課 長 林 敏 行 君  
生 涯 学 習 担 当 課 長 笹 本 博 之 君

出席事務局員（3名）

事 務 局 長 小 林 豊

次  
主

長 宮 前 玉 子  
査 算 輪 広 次

(午前10時00分 開会)

議長(鎌形寿一君)

ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから、平成26年6月東庄町議会定例会を開会します。

会議に先立ち報告します。去る5月26日、千葉県町村議会議長会定例会において、自治功労者表彰があり、本町議会の宮崎正吾議員が表彰されました。誠にありがとうございます。

ここで表彰状の伝達を行います。事務局長がお名前を申し上げますので、前にお願いいたします。

(宮崎正吾君 表彰状伝達)

議長(鎌形寿一君)

以上で表彰状の伝達を終わります。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、13番 山崎ひろみ君、2番 大網正敏君、両名を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、本日から6月13日までの4日間とすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。

したがって、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、多田和弘君。

11番(多田和弘君)

平成26年6月定例会の運営についてご報告いたします。

今期定例会の運営につきましては、去る6月3日に議会運営委員会を開きまして、会期及び審議予定などについて協議をいたしました。この定例会に付議されます案件は、町長提案5件、請願2件、陳情1件であります。これらの案件を審議するために、会期は本日から13日までの4日間とすることに合意を見ております。

審議の予定は、第1日目の本日は、議事日程に従いまして、諸般の報告、行政報告の後、一般質問は10人の議員から通告がありましたので、これを行います。次

に、同意第1号を上程・採決、続いて承認第1号から議案第22号までを順次上程し、質疑・採決を行います。次に、報告第1号の報告を行います。次に、請願2件、陳情1件を上程し、請願については請願紹介議員から趣旨説明を求め、所管の常任委員会に付託して散会とします。同日散会後に全員協議会を開催し、専決処分事項の指定について協議する予定です。

第2日目の11日及び第3日目の12日は休会としまして、この間、11日には文教福祉常任委員会を議員控え室において開催することに合意を見ております。

なお、委員会開催の詳細は、審議予定表によりご了承願います。

最終日、13日は時間を午後2時30分に繰り下げて本会議を開きまして、文教福祉常任委員会の審査報告を受け、質疑・採決を行って散会といたします。

なお、定例会閉会后、全員協議会を開催して、一部事務組合等の議会報告を行う予定です。

以上で、議会運営委員会において決定しました事項の報告を終わります。

本定例会が円滑に運営されますよう、各位のご協力をお願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日から6月13日までの4日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月13日までの4日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長より議会の会務報告を行います。

3月定例会以後の議会活動及び議員活動は、お手元に配付の報告書のとおりです。

なお、議員派遣に伴う視察研修等について、派遣議員の代表からお手元に配付した報告書のとおり提出がありました。ご了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定による本定例会の出席要求に対し、お手元の印刷物のとおり通知がありましたが、病院院長、高石佳則君から診療業務のため欠席したい旨の届け出がありました。ご了承を願います。

次に、本日、町長より議案の送付があり、これを受理しました。

次に、請願 2 件、陳情 1 件を受理しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 4、行政報告を行います。

町長及び教育長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、平成 26 年 2 月 21 日から 5 月 31 日までの行政報告について、主なものを申し上げます。

1 ページ目、総務課庶務関係で、区長会総会を 2 月 23 日に開催をし、新役員が決定いたしました。

また、4 月 24 日にまちづくり会議を開催しております。区長さん方には行政のさまざまな場面でご活躍をいただいております。

次に、職員の退職及び新規採用でございますが、3 月 31 日付で一般行政職等 4 人が退職をし、4 月 1 日付で一般行政職 4 人、保健師、看護師を各 1 名、採用しております。職員の採用に当たっては、引き続き適正な定員管理に努めてまいりたいと考えております。

次に 2 ページ目、上段の震災対策関係、住家災害見舞金についてですが、平成 23 年度から 25 年度まで 3 年間実施をし、1,837 世帯に見舞金を支給いたしました。支給金額は総額で 5,555 万円となっております。町が被害を確認している世帯に個別に連絡をとるなどして、少しでも役立てていただくよう、努めたところでございます。

次に 3 ページ目、町民課の賦課徴収関係でございますが、5 月中に各種町税の納税通知書を発送しております。課税額は軽自動車税が 3,566 万円、町県民税の特別徴収分が 5 億 8,665 万円、固定資産税が 6 億 8,578 万円となっております。

次に 6 ページ目、環境関係で、住宅用省エネルギー設備設置補助金について 13 件、224 万 8,000 円の交付を決定しております。

次に 8 ページ目、健康福祉課、衛生関係でございますが、各種検診や予防接種など、健康増進事業を記載のとおり実施しております。引き続き、受診率、接種率の

向上に努め、町民の皆様の健康増進を図ってまいります。

次に10ページ目、上段であります。地域包括支援センター関係でございますけれども、認知症サポーター養成講座を2回開催し、50名の参加をいただいております。認知症サポーターは、認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援していただくボランティアですが、見守りネットワークの一員としての役割も期待されております。今後も積極的に養成講座事業に取り組んでまいります。

次に12ページ目、上段の農林関係、豚の流行性下痢の関係でございますが、当初、千葉県南部で1例目が確認されたわけでありましたが、4月10日、千葉県北東部で2例目が認められ、本町では同日、農協の旧神代支所に消毒ポイントを設置し、感染予防対策をとりました。現在もなお、鎮静化しておりませんが、ワクチン接種や、出入りする車両の消毒など、感染予防に努めてまいりたいと考えております。

次に、13ページ目、上段、商工・観光関係でございますが、3月3日、千葉県早春キャンペーンや3月15日の観光おもてなしモニターツアーなど、各種のイベントで積極的に観光物産のPRを行っております。

また、4月16日には障害者を招待し、いちご園7園の協力によりまして、いちご狩りを楽しんでいただきました。14施設、240名の参加がございました。

最後に14ページ、東庄病院関係でございますけれども、1日当たりの平均患者数は、入院患者数が55名、外来患者数が112名となっております。順調に経営されているものと考えております。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。  
議長（鎌形寿一君）

教育長、小澤茂君。

教育長（小澤 茂君）

教育委員会行政報告の主なものを申し上げます。15ページをごらんください。

1の教育委員会関係は、定例教育委員会が4回、臨時教育委員会を1回、行いました。教育委員協議会は小学校統廃合について3回の話し合いを持ちました。現在、方向性を定め、まとめているところでございます。

2の学校教育関係、（1）は平成25年度末教職員の人事異動でございます。（3）（4）は、幼稚園、小学校、中学校の卒業式、入学式の関係でございます。出席いただきまして、ありがとうございました。

16ページの(7)主な契約関係、下から三つ目の小中学校防犯アラームですが、町PTA連絡協議会より要望があり、4月より全児童生徒に配布いたしました。

17ページの3の生涯学習関係の第28回町民バスハイキングは129名、4の公民館関係のこぶき大学は106名の参加があり、こしも盛会のうちに開催できました。

最後に、学校給食用牛乳の異味、異臭の問題ですが、本町小中学生からも若干名申し出があり、5月30日に給食用牛乳をストップし、翌日から代替の牛乳を利用いたしましたが、その後の検査にて、6月5日に県より自粛解除の報告がありました。よって、現在はもとどおりになっております。

以上で、教育委員会の行政報告といたします。

議長（鎌形寿一君）

これで行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

7番、城之内一男君。

7番（城之内一男君）

7番、城之内です。平成26年度一般会計予算及び特別会計予算について質問します。

最初に、平成26年度一般会計予算について質問します。

地方分権の進展によって、住民に最も身近な基礎自治体である市町村が果たすべき役割はますます重要性を増しています。急激な高齢者の増加、人口減少が予測され、社会保障費の急増や税収減など、市町村財政に与える影響が懸念されます。人口減少がじわじわ進み、地方経済はこの十数年、衰退の一途をたどっていると言っても過言ではありません。政府はアベノミクスによって国を挙げての経済対策に取り組み、景気に明るい兆しが見え始めたとはいえ、景気回復の恩恵を受けている人はごく一部であり、大多数はそれを実感できていないのが実情であり、市町村の財政状況は依然として厳しい状況にあると言えます。

地方交付税の不交付団体は県内、平成20年度、14団体が、平成25年度、3団体となるなど、また、民間シンクタンク発表の県内54市町村の財政状況と今後の方向性については、10年後には10団体が赤字に転落するという見方もある

中で、住民の所得水準の低下、人口減少等による税収減や一般財源の大幅な増加が見込まれない中、社会保障費の増等による財源不足の拡大が懸念されますが、住民に最も身近な基礎自治体である市町村は、さまざまな課題を乗り越え、住民生活に必要なサービス水準を維持していくためには、税の徴収率向上や事務事業の見直し等による歳入確保、歳出削減等の実施など、徹底した行財政改革に取り組む必要があります。

最初に歳入について伺います。一般会計予算は、前年度比1億4,500万円、3.1%増、2年連続で前年度を上回る予算編成となったところですが、歳入増の要因として、町税、前年度比6,676万円、4.9%増。地方交付税、前年度比5,000万円、3.1%増。消費増税に伴う負担を和らげる税の臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金、2種類の給付金により、国庫支出金は前年度比7,778万円、24.7%増によると理解しますが、町税について伺います。

収入増の要因として、個人住民税の均等割の引き上げ、農業所得の増の説明があったところですが、経済情勢は上向き傾向にあるとはいえ、消費増税で景気の腰折れ懸念を指摘されており、見込みどおりに税収が確保できるのか、農業所得についても大詰めを迎えるTPP交渉の行方次第では町の農業も大きな打撃を受ける懸念もありますが、人口減少、生産年齢人口の減が予測される中、今後とも税収増が見込まれるのか、財政当局の見解を伺います。

あわせて町民税の納税義務者数、サラリーマン、年金受給者の方の特別徴収の納税義務者数の見込み分及び均等割について。近年、均等割の税率の上昇が抑えられているため、均等割の個人住民税に占める割合がかなり小さくなっているところですが、均等割は前年の所得が一定額を超える場合に定額の負担を求めるものですが、均等割の標準税率、あわせて均等割のみ納める、納税義務者数の見込みをお伺いします。

次に、地方交付税について伺います。当初予算額16億8,900万円、前年度比5,000万円、3.1%の増となっているところですが、国に準じた給与カットが2013年度で終わり、交付税算定では職員数削減など、積極的に行政改革に取り組んだ自治体に上乘せする地域の元気創造事業費という新規枠を設けたところですが、地方財政計画では、地方交付税の総額は、前年度比1,769億円少ない1兆6,855億円となり、2年連続での減少という中、また町税収入が伸びた

中、増加の要因を伺います。あわせて普通交付税算定における基準財政需要額、基準財政収入額及び標準財政規模、留保財源、それぞれの見込み額をお願いします。

次に、町債について伺います。臨時財政対策債2億4,900万円を計上しているところですが、地方財政計画に定める標準的な支出を確保するため、地方財政法第5条の地方債の特例として、地方債発行、これが臨時財政対策債であり、地方財政の財源不足のため発行する地方債であり、普通交付税にかわる財源としての地方債であり、財源不足のうち、国と地方が折半して補填し、地方の負担分については臨時財政対策債により補填し、その元利償還金相当額については、その金額を後年度、交付税措置されており、地方財政の財源不足が生じている状況下、基準財政需要額から一定額を減額して、その分を臨時財政対策債に振りかえており、地方債は特定財源ですが、この赤字分は一般財源として扱われ、交付税措置されているとはいえ、赤字公債であることには変わりはないと思います。見解を伺うとともに、臨時財政対策債の発行可能額を伺います。

地方債について見解を伺います。地方債は財源の不足を補い、年度間の財源調整をし、負担を平準化し、世代間の負担の公平を図る役割があります。また、地方債には学校や道路など、各種公共施設、または公用施設の整備のための負担を世代間で均衡させるという機能があると理解しますが、道路整備事業で土木費は前年度比約1億1,000万円、28.8%の増という中、建設地方債の起債についてあわせて見解を伺います。

次に歳出について質問します。

教育費について伺います。教育環境の整備、充実、子育て支援策の充実、安全安心対策を掲げ、管理備品整備、図書購入費36万円減額、朝読書費にも触れたところですが、教育予算について伺います。

図書購入費36万円増額の中、予算確保には学校現場を適切に詰めることが必要であり、学校現場はその認識を持ってほしいと思いますが、子どもたちにとって、一番身近にある豊かな知の世界、それは学校図書館であり、学校図書法は学校図書館を欠くことのできない基礎的な設備と位置づけ、小中高校に設置するよう定めているところであり、全国学力調査の分析からも、読書が子どもの学力を伸ばすのに影響が大きいという中、頭と心を鍛える読書の効用が言われ、豊かな心を育む取り組みとして、読書活動の推進、相手の思いや考えを正確に聞き取り、自分の考えや

思いを的確に相手に伝えるという言語力の育成が新学習指導要領に掲げられているところです。読書活動の重要性に関して、教育委員会の認識を伺います。

あわせて学校図書館としての機能がきちんと果たせる冊数が十分にそろっているのかを含め、学校図書購入費の予算措置率を伺います。

予算があっても、必要な本を選び、管理して、その本を活用する方法を子供たちに伝える人がいなければ、図書館は本来の機能を果たせないと思いますが、あわせて見解を伺います。

教材整備についてあわせて伺います。授業を円滑に進めるためには、教科書のほか各種の教材が必要であることは言うまでもないことですが、学校教育で各種の教材が必要なため、教材整備は戦後一貫して措置されてきており、平成24年度から33年度までの10年間で総額84億円が地方交付税に盛り込まれたという中、教材の予算措置率についてもお願いします。

次に、コンビニ収納について伺います。コンビニ収納等準備委託料として、一般会計、国保高齢者医療、介護保険の各会計に約1,000万円を計上しているところですが、各会計の税保険料の徴収においては、特別徴収、口座振替等が多くを占めるとは思いますが、コンビニ収納における対象者数、利用者の見込み数、徴収率の向上にどれだけ効果があるのか、利便性だけでなく、費用対効果も含めて、見解を伺います。

次に、依存財源、66.1%、自主財源38.8%という中で、人口減少などの影響により、大幅な税収増が見込まれない中ですが、歳入の確保、歳出の抑制、経費削減など、さらなる行財政改革が求められると思いますが、財政当局の見解を伺います。

あわせて業務委託が増加しているところですが、業務委託は自治体の職員がノウハウを持たない、高度な知識や特殊な、技術などについて、専門的な事業者へ委託する、また必ずしも行政職員が行わなくてもよいと判断される業務を委託すると理解しますが、職員に対する給与は給与費として予算に計上されます。職員がしていた仕事を委託すると、委託料が委託先に支払われ、物件費として扱われ、人件費は減少、物件費が増加の関係にあるところですが、行政の業務委託に関する基本的な考え方と見解を伺います。

一方、非正規といわれる臨時非常勤職員数は全国の自治体で4分の1を超えるま

でにふえているという中で、賃金として計上され、委託料と同様に物件費として扱われるところですが、町においても非常勤職員がふえていると思いますが、非正規職員数と割合を伺います。正規職員と非正規職員では待遇に大きな差があると思いますが、あわせて見解を伺います。

次に主な施策・事業と課題について伺います。

臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金について伺います。

これについては、町の主な事業というより、国の施策だとは思いますが、消費増税に伴い、生活必需品にも課税される消費税には、所得が低いほど負担額が大きいという問題がある中、政府は負担を緩和するため、事務的経費約500億円を含め、総額約4,900億円にのぼる2種類の給付金を配るところですが、一つは、低所得者向けの臨時福祉給付金、対象は住民税の均等割が非課税の人、線引きの額は、自治体や家族構成によって異なると思いますが、本人は非課税でも課税される家族に扶養されるという場合や、生活保護受給者は対象外となり、支給額は一人当たり1万円が基本であり、また年金や児童扶養手当等の受給者は5,000円上乗せされるという中、町民税非課税の線引きを含め、支給対象者数を伺います。

もう一つは、子育て世帯臨時特例給付金、対象は児童手当を満額受給する世帯など。ただし、臨時福祉給付金を受ける人や生活保護受給者は対象外となり、児童一人当たり1万円が支給されるところですが、支給対象人数を伺います。あわせて給付金をもらうには自分で申請する必要があるという中、対象者を確定し、対象者に手続の案内や申請書類を送付する時期、申請受け付け時期及び支給時期、支給方法について伺います。

次に、地域活性化について質問します。

地方は人口減少に伴い、地方経済の衰退、地場産業の衰退が久しく言われる中、地元商店街の衰退傾向にも歯止めがかかっていない中、買い物弱者の問題も生じ深刻な危機に直面している厳しい現状があると思います。地方行政にとって、地域の活性化はまさに喫緊の課題であり、何が必要かを考え、道筋をつけていかなければならないと思います。各地でさまざまな試みで、取り組みがなされている中、成功例もありますが、必ずしも解決策や新しい知恵や妙案が出ない場合が多い現実がありますが、かといって手をこまねいては、地域はさらに衰退してしまいます。町の現状をどのように認識し、町の活性化をどう推進していくのか、行政の考えを

お聞きします。

行政は現状をしっかりと把握し、課題を判断、分析し、現場を理解し、ともに考え、知恵を出し、ともに行動する取り組みが大事かと思いますが、住民の地域活性化への取り組みには町も積極的に支援していきたいと考えます。行政がイニシアチブをとるべきではないと基本的には考えますという答弁もある中ですが、地域活性化は住民のやる気と行政として地域の活性化の方策、方針を確立し、示し、取り組みを推進する、行政の姿勢にかかっているといっても過言ではないと思いますが、あわせて見解を伺います。

地域活性化事業補助金について伺います。

町を元気にする知恵とアイデアを実現するため、地域を活性化する事業を一般募集し、補助金を交付するという中で、イベント的な事業に対する交付が多いと思いますが、イベントなどは多くの参加者が集まり、盛大に行われ、一見成功に見えても、また経済効果が算出されたとしても、これが毎日の生活や仕事に反映されるところではありません。地域の活性化が経済的なものだけでは、語られるものではありませんが、継続性持続性が求められると思います。

平成21年度から地域活性化事業補助金を交付しているところですが、これまで5年間で補助金を交付した事業数及び補助金の総額をお聞きします。

あわせて費用対効果もあります。行政としての見解を伺います。

次に、子育て支援策の充実を掲げたところですが、人口減少、少子化の進展する中、少子化対策は地域活性化とともに自治体にとって重要な政策課題だと思います。民間研究機関、日本創成会議の試算では、2040年には子供を産む世代、二十から39歳の若年女性が10年より5割以上減る可能性があり、少子化が進んで消滅可能性都市になりかねないと指摘している中、試算によれば、東庄町は2040年の総人口8,120人、若年女性人口の減少率、マイナス68.0%と、県内4番目に減少率が大きいという中ですが、少子化はとめられるのかを含めて、行政の認識を伺います。

平成27年度に施行される子ども・子育て支援制度に向けて取り組んでいると思いますが、子ども・子育て関連3法の趣旨は、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することとなっており、介護保険と同様に基礎自治体である市町村が実施主体となっているところであり、未来の担い手である子供

たちのために、地域の実情に合わせた支援、多様な切れ目のない子ども・子育て支援の充実が求められます。

市町村事業計画は自治体の姿勢、取り組みが問われます。所見を伺うとともに、地域子ども・子育て支援事業に関しては、市町村裁量であり、市町村格差が懸念されることはありませんが、基本的な考えをお聞きします。

次に、質問事項の2番目、平成26年度特別会計予算について質問します。

最初に国民健康保険特別会計予算と課題について伺います。

前年度比1億1,800万円、5.8%増の21億5,500万円の予算額となったところですが、被保険者数の減少、高齢化により医療費の増加傾向は今後も続くと思います。日本は全ての国民が公的医療保険を使って治療を受けられる国民皆保険の国であり、健康保険組合、協会けんぽ、市町村が運営する国民健康保険などがあり、病気やけがで治療を受ける際には、自己負担は原則3割で済むところですが、市町村が運営する公的医療保険、国民健康保険は、ほかの公的医療保険に入れない人たちの受け皿になっているところでもありますが、国保が抱える構造的な問題があります。高齢化による影響で、年齢構成が高く、医療水準が高い、所得水準が低い、保険料負担が重い、市町村間の保険料格差、保険料の収納率の低下傾向などなど、多くの問題があるところですが、行政としての認識を伺います。

高齢化の影響で、加入世帯の過半が、年金で暮らす高齢者など、無職で、パート、契約社員など、非正規労働で働く人が約36%、もともと国保が対象にしてきた自営業者が15%、農林水産業者が3%しかいないという中で、町の状況について伺います。

一方、加入世帯の年間所得が100万円未満の世帯が、半分を占めるという状況下、低所得者には厳しい負担の現実があります。所得に対する保険料の負担率は、企業が保険料の半分を出す健康保険組合や協会けんぽの平均が約5%なのに対し、約10%と負担割合が高まっており、また加入者の一世帯当たりの年間所得も下がり続けており、95年度の約231万円から、12年度には約142万円まで落ち込み、課税所得が年30万円以下の世帯が20%を占めているという現状下、低所得の人の負担が重くなってしまいう仕組みだと思います。被保険者の所得水準が低ければ、医療費は高くなくても所得水準でみた負担率が高くなります。年間所得30万円未満の世帯では、保険料の負担割合は約20%にもなります。行政の認識と町

における加入世帯の1世帯当たりの年間平均所得及び課税所得30万円以下の世帯数等、町の取り組みについて伺います。

国民健康保険は、加入者約2,000万世帯のうち、保険料を滞納している世帯は2割近い約370万世帯に対し、厚労省は徴収の強化を求め、滞納者への差し押さえがこの5年で約2倍の約26万件に急増したという中、滞納が続いた場合、市町村は主に有効期間、数カ月後の短期保険証を発行、短期保険証で暮らす人は、1990年代の十数万世帯から、今は約120万世帯に膨れ上がったという中ですが、町における被保険者資格証書及び短期保険証の発行世帯数、人数、滞納による差し押さえの状況について、徴収率とあわせてお伺いします。

収納率の低下は保険税にも影響しますが、含めて所見を伺います。

次に、介護保険特別会計予算と介護保険事業計画について伺います。

介護保険は、前年度比6,347万円、5.7%増の11億7,575万円の予算額となったところですが、被保険者数の増加、介護サービス受給者の増加に伴い、介護保険給付費の増加傾向及び要介護認定者数の推移について行政の見込みをお聞きします。

介護計画最終年を迎え第6期介護保険事業計画の実施される平成27年度から、利用者の増加にあわせて今後の介護保険は利用しにくく、費用負担の拡大の危惧が考えられますが、政府は昨年、臨時国会での社会保障制度改革プログラム法の成立を受け、社会保障の分野で、給付削減と負担増を相次いで打ち出しており、家事援助やデイサービス、リハビリなど、要介護より軽い要支援の人向けサービスを市町村の地域支援事業に移す案が検討されているという中、介護費用の抑制を市町村に丸投げの感もありますが、介護保険については要支援の高齢者の介護保険給付のうち要支援者が利用するサービスのうち訪問介護と通所介護は市町村に丸投げ、正規の介護事業者だけでなく、民間企業やNPO、ボランティア団体の活用も可能となり、全国一律だったサービスの種類や利用料の決定に、自治体の裁量が働くようになる。

次に、特養ホームの入所要件を要介護3以上に重点化するとともに、入所後要介護度が改善され、要件を満たさなくなれば退所を迫られる。

3点目として、年間所得が年金収入のみの場合、280万円以上の高齢者の利用料負担を2割に引き上げる利用者負担の強化もありますが、第6期介護保険事業計

画策定に合わせて、行政の認識と、今後どのようになるのか、考えを伺います。

あわせて、今後、要支援者に対する日常生活支援、デイサービス、リハビリについてはどのようになるのか及び特養ホームの入所要件は、どこが判断するのか。認知症などがあらわれ始めた要支援者では、デイサービスやリハビリなどは専門性が高く、よりきめ細かな対応が必要と思いますが、どこがどう支援していくのか伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

城之内議員の質問にご答弁申し上げます。

まず、一般会計、特別会計、おのおの参考資料をお配りしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

ここで答弁者から資料を配付したい旨の申し出がありましたので、これを許します。

（資料配付）

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

初めに、一般会計予算にかかわる質問について、総務課長、町民課長、教育課長、健康福祉課長が答弁いたします。

続いて、特別会計について、町民課長、健康福祉課長が答弁いたします。

私から11点ほど申し上げます。

まず、平成26年度の普通交付税は15億7,900万円で、前年度比4,000万円の増。そのほか、特別交付税は1億1,000万円で、特別交付税で1,000万円の増となっております。

増の要因でございますが、基準財政需要額では、平成25年度は国家公務員の給与削減に伴う地方公務員給与削減の影響により、3,500万円減額となりましたが、減額が終了したことによる増を見込んでおります。

次に、基準財政収入額では、増収等により2,000万円の増を見込みました。その結果、交付基準額で1,500万円の増となり、予算留保を2,500万円の増としましたので、合わせて4,000万円の増となります。

次に、基準財政需要額でございますが、29億7,300万円で、基準財政収入額は13億7,700万円、標準財政規模は35億7,900万円、留保財源は3億5,000万円でございます。

次に、臨時財政対策債の見解についてでございますが、議員の説明のとおりの内容でございます。平成26年度発行可能見込額は2億4,900万円を見込んでおります。

次に、一会計年度を超えて債務となる地方債は、将来の世代に負担を強いることとなる面と、多くの住民が使う公共施設は、単年度の負担でなく、利用する将来住民にも負担させるべきという面を持っています。

また、地方債には借入後の償還額が地方交付税で措置されるものとされないものがあります。今後の建設債の発行については、将来負担が過大にならないよう、かつ効率的な利用を考えることが必要と考えております。

次に、地方交付税は一般財源であり、各種算定項目を用いて、交付税額が算出され、算定項目の業務に交付税が充てられるものではなく、便宜上、算出に用いられているということが大前提であると申し上げて、交付税措置額と予算措置額を申し上げます。

学校図書は、平成25年度では小学校1学級当たり3万8,500円、中学校1学級当たり、6万4,800円となっています。

小学校43学級ありまして、3万8,500円、掛けますと165万5,500円が交付税措置額になります。平成26年度予算計上額は135万円でございます。

中学校は、14学級掛ける6万4,800円で、90万7,200円が交付税措置額。平成26年度予算計上額は100万円でございます。

次に、学校の教材の交付税算定でございますが、小中学校の教材用図書及び備品として、合わせて算定となっております。平成25年度は小学校1学級当たり17万6,600円、中学校1学級当たり21万2,800円となっております。

小学校43学級掛ける17万6,600円は759万3,800円でございます。予算計上については備品の解釈が不明確なものでございますので、計算できま

せん。

中学校14学級掛ける21万2,800円で、297万9,200円の算定となっております。

次に、人件費中の職員給与が年々減少傾向にあり、一方、物件費中の賃金や委託料は増加傾向となっております。

委託料でございますが、地方公共団体自身が行わなければならないものは別として、それ以外の事業は委託して行わせることができるとされています。これらは町が直接実施するよりも他の者に委託して実施させるほうが効率的なもの、例えば電算システムや検診、測量設計等などでございます。これらの効率的なものは、基本的に業務委託へ移行していくものと考えます。

次に、臨時職員についてのご質問ですが、現在、臨時職員は土木作業員、給食センター調理員、看護補助など、さまざまな業務で61人。非常勤職員として交通指導員や病院医師など、10人を任用しており、正規職員169人との合計に占める臨時職員、非常勤職員の割合は29.6%となっております。

臨時職員等の待遇についてでございますが、通常、競争試験を経て任用される正規職員とは勤務条件が異なりますので、比較することは難しいと考えますが、地方公務員法や労働基準法など、関係法令に従って、引き続き適正に活用してまいりたいと考えております。

次に、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金についてでございますが、臨時福祉給付金の支給対象者につきましては、現在、住民税の課税事務を進めているところであり、また未申告の方もいますので、正確な数は把握できておりません。昨年度の課税状況をもとに算出いたしますと、支給対象者は3,000人程度となる見込みでございます。

また、子育て世帯臨時特例給付金につきましては、児童1,600人、支給対象者が980人程度と見込まれますが、この内臨時福祉給付金の支給対象となる方には子育て世帯特例給付金が支給されません。

申請手続等についてでございますが、6月下旬に住民税が課税されない世帯に、その旨の通知とあわせて臨時福祉給付金の申請書を郵送いたします。申請受付期間は7月1日から来年1月5日まで、6カ月間としております。申請を受けましたら、審査、支給決定し、随時、指定された口座に振り込みいたします。

子育て世帯臨時特例給付金の申請書の発送時期、受付期間については、臨時福祉給付金と同様でございます。

広報6月号と町ホームページに手続き等について載せていますが、不明な点があればお問い合わせいただくか、役場においでいただくよう、お願いいたします。

次に、地域活性化についての現状認識、どのように推進していくかについてでございますが、人口減少、高齢化の進行により、コミュニティや集落機能の維持が問題になってきていると認識しております。町の地域活性化は難しい問題でございますが、ご指摘のように方針を確立し、住民と協働により取り組んでいきたいと思っております。

最後に、地域活性化事業補助金の交付額についてでございますが、平成21年度から施行しており、内容については、お配りしました参考資料1に記載のとおりでございます。

各事業について、町のPR及び集客等があり地域の活性化に貢献できたと考えております。

以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

町民課長、多部田秀也君。

町民課長（多部田秀也君）

続きまして、私のほうから町税に関する部分についてお答えいたします。

最初に人口減少と税収の見込みについて申し上げます。

人口と税収の関係は、人口が減少すれば納税者の減少につながる訳でございますので、税収も当然減少するという関係が一般的には言えると思います。

一方、固定資産税などは人口減少の影響を受けにくい税で、税目により違いが出るということも同時に言えます。

次に、納税義務者数、特別徴収者数、均等割のみの納税義務者数の見込みについて申し上げます。今年度の町民税の納税義務者数は全体で約7,000人と見込んでおります。うち特別徴収の納税義務者は3,987人です。また、町民税の均等割のみを負担する納税義務者は900人強を予想しております。

続いて、コンビニ収納にかかる利用見込み者数、またその効果について申し上げます。

まず、対象と見込んでおりますのは、各種税や保険料、それぞれの普通徴収対象者でございます。前年度ベースで約21,000人程度と見込んでおります。

利用見込み者数ですけれども、そのうち10%から25%程度と見ておりまして、最大で5,000人強の利用が見込まれるところでございます。

続きまして、コンビニ収納にかかる継続的な経費でございますけれども、年間400万円程度と見込んでおります。コンビニ収納の効果といたしましては、時間的制約を受けない収納場所を提供することで、納期内の納付促進につながるものと期待しております。

これによりまして、滞納整理業務の簡素化、あるいは効率化が図られまして、収納コストの低減と共に収納率の向上が期待されるところでございます。

町税に関しましては以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

教育課長、林敏行君。

教育課長（林 敏行君）

それでは、予算関連のうち教育課の関係、3点について申し上げます。

まず1点目、読書活動の重要性についてでございます。昨今、子どもたちの活字離れですとか、国語力の低下といったことが言われておりますけれども、読書活動は子どもの読む力、書く力の向上、幅広い知識の取得や情操や感性を養い、豊かな人間性や社会性を身につけるための基本でありまして、欠かすことのできないものと認識しております。

次に2点目、各学校図書館の蔵書数につきましては、文部科学省の「学校図書館図書標準」によりまして、各学校の学級数に応じて必要数が目標数としての設定がされております。

達成率につきましては、神代小学校が標準の6割余り、石出小学校が標準の8割足らずの蔵書数ということで、この2校が標準を達成しておりません。引き続き冊数の確保に努めたいと考えます。

3点目の本の選定・管理についてでございますが、笹川小学校・東城小学校・東庄中学校には「司書教諭」が配置されております。また、その他の学校については、図書館の担当者が中心となりまして、経営の主体である各学校の判断で行っていただいているところでございます。

以上、申し上げましたけれども、図書については毎年新しい本が発行されるとともに、内容が時代にそぐわずに資料的な価値がなくなったもの、また汚損したもの等につきましては、それぞれその都度、除籍、廃棄して行かなければなりません。常に新陳代謝が必要になってまいりますので、今後とも図書費予算の確保に努めてまいりたいと考えています。よろしくお願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長、石毛克身君。

健康福祉課長（石毛克身君）

それでは、私のほうから子ども・子育て支援事業計画についてお答えいたします。

この計画は平成27年度から平成31年度までの町の子ども・子育て支援の方向性を定めるもので、今年度中に策定することになっております。昨年12月に町内の小学生、就学前の子どもがいる全世帯を対象にニーズ調査を実施し、集計結果がまとまりましたので、本議会の全員協議会にて報告する予定でございます。

今後、この集計結果とあわせて、多くのご意見、ご提言をいただいておりますので、ことし1月に設置いたしました「東庄町子ども・子育て会議」においてご協議をいただき、多くの若者が町に定着してもらえような子育てしやすい環境づくりと、保育・教育のサービスの充実を目指し、関係部署と連携をとりながら、東庄町の実情にあった計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

以上で健康福祉課に関する答弁を終わりにいたします。

議長（鎌形寿一君）

町民課長、多和田秀也君。

町民課長（多和田秀也君）

それでは、引き続きまして、質問事項2番、平成26年度特別会計予算についての中で、国民健康保険特別会計予算と課題についてお答えいたします。

最初に、国民健康保険の課題に関する認識ということでございますが、議員が先ほどおっしゃられましたように、国民健康保険制度にはさまざまな課題もある町としても認識しているつもりでございます。

町としては、国民健康保険により町民が安心して医療にかかれるよう、制度の安定化、被保険者の負担軽減に努めたいと考えております。

次に、東庄町の加入者の状況でございますが、平成26年4月末現在で、65歳

から74歳までの前期高齢者、これが1,882人、全被保険者の34.4%を占めております。

また、平成25年度、国の国民健康保険実態調査によりますと、東庄町における世帯主の職業別割合でございますが、農林水産業14%、自営業7%、被用者35.1%、無職36.8%となっております。

国全体では、農林水産業2.4%、自営業11.5%、被用者31.1%、無職が39.5%となっております。

続きまして、加入世帯の年間平均所得ということでございますが、町で把握できますのは国保に加入している被保険者の所得になります。被保険者の平均所得は226万8,258円でございます。

続きまして、年間所得30万円以下の世帯ということでございますが、これは726世帯となります。

続きまして、短期被保険者証と被保険者資格証明書の世界数と人数ということでございますが、最初に短期被保険者証について申し上げます。

本年5月末現在ですけれども、120世帯、240人の方に短期被保険者証を発行しております。

次に、被保険者資格証明書に関しては、18世帯、35人の方が該当しております。取りに来るよう再三通知を差し上げておりますが、実際には取りにこないというのが現状でございます。

続きまして、徴収率の状況でございますが、お手元にお配りしてあります参考資料2の方をごらんいただきたいと思っております。左側の表ですけれども、こちらの方に収納率の状況を記載してございます。平成25年度につきましては、速報値でございます。

続きまして、差し押さえの状況でございますけれども、同じく右側の表をごらんいただきたいと思っております。滞納の状況は、右側の表の記載のとおりでございます。

続きまして、収納率が低下した場合に、保険税に及ぼす影響ということでございますが、皆さんご存じのように保険税、これは医療給付をするための目的税となっております。医療給付に見合うだけの保険税を被保険者の皆さんに負担していただく仕組みでございます。制度上、仮に滞納が大幅に増加して収納率が悪化した場合ですけれども、医療給付ができなくなる恐れがあります。そのようなことが起きな

いよう、適正な納付を呼びかけるとともに、きちんと納付している善良な被保険者に影響が出ないように、悪質な滞納者に対しましては、厳しい対応も必要と考えております。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長、石毛克身君。

健康福祉課長（石毛克身君）

それでは、私のほうからは介護保険会計予算と介護保険事業計画についてお答えいたします。

初めに、介護保険の被保険者、認定者、サービス受給者及び保険給付費の推移についてお答えいたします。

お手元にお配りしてございます参考資料の3をごらんください。

平成21年度から平成25年度までの実績でございます。被保険者数の増加に比べ、認定者数及び受給者数の増加が大きくなっております。また、保険給付費につきましては、資料にはございませんが、平成21年度が7億8,172万円、平成25年度が10億1,365万円で、1.3倍となっており、受給者の増加にあわせて年々増加しております。

なお、今後の見込みにつきましては、今年度策定の第6期介護保険事業計画において国から示される各種基礎データを基に算定しますので、現時点での答弁は控えさせていただきます。

次に、介護保険の制度改正に伴う各施策につきまして、第6期介護保険事業計画にあわせての町の認識と今後の見通しについてお答えいたします。

本計画は、団塊の世代が75歳以上となる平成37年度に向けて、地域包括ケアシステムの取り組みをさらに進めるための位置づけとなっており、計画期間中の給付費を推計して、介護保険料を設定するだけでなく、今後の高齢者の動向を勘案して、平成37年度までの介護サービスの水準も推計して計画することとされております。

質問のありました1点目の全国一律だった要支援者が利用するサービスのうち、訪問介護と通所介護を市町村が取り組む地域支援事業に移行することにつきましては、既存の介護事業所によるサービスの提供だけでなく、ボランティアやNPO

などを活用した多様なサービスの確保に努めることとされており、市町村の医療、介護の資源や裁量によるところが大きく、市町村の格差が出てくるものと思われる。

2点目の特別養護老人ホームの入所要件を「要介護3」以上にすることにつきましては、既存の入所者はそのまま継続して利用することができ、また要介護1と2の方も一定の要件があれば入所が可能になることが改正案で示されています。

また、入所後、要介護度が改善され、要件を満たさなくなった場合、退所を迫られるのではとのことですが、現在のところ、具体的な判断基準が示されておりません。

3点目の年間所得が年金収入のみの場合、年収額により利用料負担を2割に引き上げることにつきましては、費用負担の公平化ということで、低所得者の保険料を軽減し、一定以上の所得や資産のある人の利用者負担を上げることが示されています。

続きまして、認知症者への今後の支援につきましては、今後、認知症高齢者が大幅に増加することが見込まれますので、現在の町の介護予防事業の見直しを含め、医療、介護の連携の強化など、地域包括ケアシステムの構築を進めていきたいと考えております。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

7番、城之内一男君。

7番（城之内一男君）

いろいろ答弁を聞きましたけれども、町税に関しては、やはり生産年齢人口が減少する中で、税収増が大変厳しい状況になってくると思います。また、そうかといって、税収の減を地方交付税で賄う、現行の制度なんですけれども、地方交付税で賄う制度の中でも交付税で賄うというのは、大変これも厳しい状況にあると思うんですけれども、その辺は考える必要が。ただ、臨時財政対策債の扱いについて、やはり交付税措置されているとはいえ、やはり将来世代に負担を先送りしている状況には違いないと思うんですけれども、それとあと地方債の中で、臨財債が減税補填債を含めて、赤字地方債が半分以上を占めていると思います。建設地方債は減少していますけれども、この辺をかなり、やはり問題があるのではないかと思うんで

すけれども、その辺を含めて、財政当局としてどう考えているのか、お聞かせください。

それと、介護保険を含めて子育て支援制度については事業計画が来年だということで、当然、具体的な答弁はないでしょうけれども、やはりこの子ども・子育て支援制度の重要なポイントはやはり認定こども園制度だと思います。あえて答弁は求めないですけれども、幼稚園1年制が続いている中、これはしっかり対応していただきたいと思います。

それと教育課長のほうで教育環境の整備・充実を力説したところなんですけれども、やはり図書購入費、予算はあっても、やはりそれを活用するというか、それを子供たちに教えることが一番大事だと思います。

今回、増額してある程度のものはあるんですけれども、課長が言いましたけれども、本はやっぱり鮮度が大事だと思います。それと特に予算を見ていると、幼稚園の図書購入費がかなり少ない。ここは絵本と触れる重要性ですから、やはりブックスタートの広がりのある中ですから、その辺を考えて、お願いしたいと思います。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

臨時財政対策債につきましては、枠を確保しているだけというような認識を持っておりまして、なるべく使わないようにというような形を考えております。

あと、議員のおっしゃった建設地方債等につきましても、バランスを考えまして使っていくというような方向で考えております。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

7番、城之内一男君。

7番（城之内一男君）

その臨財債なんですけれども、答弁の中でも臨財債に関しては元利償還金は後年度の交付税措置されておりますという部分があるんですけれども、借金もないような印象も受けますけれども、ただ、臨財債の元利償還金の交付税措置なんですけれども、これはやはり発行可能額が基準財政需要額に算入されていると自分としては理解しているんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

それとあと建設地方債というか、道路整備債、このところないんですけれども、平成22年度から、道路に関しては今まで30%の交付税措置があったものがなくなつたということで、その部分で建設地方債、道路整備債の起債がないのか、それを含めてお聞きします。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

臨財債につきましては、交付税で措置されています。

あと、基準財政需要額にその臨財債が入っているかというご質問でございますが、ちょっと確認させていただきたいと思います。

あと、建設地方債の関係ですけれども、それも後ほど確認させていただいて、答弁させていただきたいと思います。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

以上で城之内一男君の一般質問を終わりますが、総務課長からの後で確認をということは、終わった後に。本会議中にということをお願いします。

以上で城之内一男君の一般質問を終わります。

次に、13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

山崎ひろみでございます。本日も元気いっぱい、一般質問を行わせていただきます。

質問事項1、これからの医療・介護について。

初めに、「検診を活用した健康づくり」モデル事業の成果と今後の取り組みについて伺います。

我が町は昨年9月、東庄町がん対策推進条例を制定しました。がんが町民の生命及び健康にとって重大な脅威となっている現状に鑑み、がんの予防及び早期発見の推進を図るため、がん対策を総合的に実施していくことを目的とするとあります。

幸いなことに、東庄町は平成24年度から26年度までの3年間、県のモデル事業を実施し、子宮がん、胃がん、肺がんを対象として費用負担の助成も受けられることとなっています。受診率のアップが大変に重要だと思います。検診での早期発

見、早期治療で、町民の健康、命を守ることはもとより、医療費の削減にもつながると考えます。昨年も質問させていただきましたが、これまでの取り組みの状況と成果、最終年度となる本年の取り組み、またこれから先の取り組みについて伺いたいと存じます。

また、子宮がん検診については、5歳刻みの年齢の対象者に無料クーポン券が配付されていたと思いますが、利用状況、今後の取り組み、啓発活動等についてお聞かせください。

次に、介護予防、認知症対策等、町としてどのように取り組んでいるのか伺います。

日本はかつてない超高齢社会を迎えます。高齢化のピークに入る2025年に向け、地域でお年寄りを支える福祉社会の構築を急がなければなりません。団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者になる時期であります。内閣府が発表した平成25年版高齢社会白書では、2012年の総人口に対する75歳以上の割合が11.9%であるのに対し、2025年では18%になると予想されています。

また、ひとり暮らし高齢者が高齢者人口に占める割合は2010年で男性11.1%、女性20.3%となっていますが、2025年では男性が14.6%、女性が22.6%に増加すると予想されます。このように高齢化が進む一方、社会保障費の見直しや介護の担い手不足も予想される中、高齢者が住みなれた地域で自分らしい生活を続けられる新しいケアシステムの構築は、これからの深刻な超高齢社会への対応に欠かせない喫緊の課題です。

国の今年度予算には、認知症の患者、家族を支援する施策や生活支援サービスの基盤整備などが含まれているとのことですが、我が町の取り組みの状況はどのようになっていますか。

また、今後の計画等についてお聞かせください。

介護保険事業も本年は第5期までの総括をしつつ、来年度からの第6期介護保険事業計画の策定をしなければなりません。我が町独自の高齢者福祉施策ができることを望みます。

特に重要になるのが介護予防の取り組みだと考えます。これまでもさまざま事業を行ってきたと思いますが、効果が大きかったもの、またそうでないもの等を精査して、これから策定していくべきだと考えますが、具体的な計画があればお聞かせ

ください。

また、今後さらにふえていく認知症高齢者の対策とその介護をする家族へのケアなど、取り組むことがありましたらお聞かせください。

次に、2番目の質問事項であります町の将来を担う若者支援について。

先日、議員の視察で大分県豊後高田市へ行ってまいりました。岩田町長には残念ながらご一緒していただくことができませんでした。子育て支援事業と学びの21世紀塾、商店街の再生として昭和の町を見てまいりました。今、地域ぐるみの教育の町として豊後高田市は全国から注目されています。視察には多くの方が訪れ、昨年には文部科学大臣も訪れ、その取り組みを評価したとのこと。議員は全員参加しておりますので細かい説明は省きますが、いただいた資料の中に1998年に初当選した永松博文市長は、市政の4本柱の一つに人材育成を掲げた、「大して財産のない豊後高田市ですから、子供が宝、人材が宝と考えたんですとありました。」なぜ学力が大事なのか、「学力を身につけることは将来の選択の幅を広げることにつながる。」と教育課長は強調するとありました。

地域で優秀な人材を育て、いずれは地元に戻ってきてもらい、仕事につき、納税者になってもらう考えだと聞いたことがあります。子育て支援の事業も大変にすばらしく、必要なものは全て実施しているかと思うほどでした。一時期、人間よりも犬や猫のほうが多く歩いていると言われた商店街も、一人の若者がUターンしてきて、仲間に声をかけ、動き、官民共同で一つのプロジェクトを立ち上げ、昭和の町のオープンに至ったとのこと。今では観光客は年間40万人が訪れるそうです。

現在は人口2万3,000人余りですが、市は「定住ガイドブック」を作成して、人口3万人を目標に掲げて取り組んでいます。

いろいろ説明を受けた中で、まずは男女の出会いの婚活で何十組も成立しているとのこと。地元に住んでもらうために、新婚さん応援事業や子育て世代の支援事業など、さまざま行っていること、すごいと感じました。岩田町長も常々、地域や人が大事とおっしゃっておられますが、真剣に魅力あるまちづくりをしていかなければ、自然減以上に人口が減少していくのではないのでしょうか。我が町の貴重な若者の声をどのように聞き、町政に反映させているのかお聞きしたいと存じます。

以上で1回目の質問を終わります。2回目からは自席にて行わせていただきます。  
議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長、石毛克身君。

健康福祉課長（石毛克身君）

それでは、質問事項の1番目、これからの医療・介護についてお答えいたします。

質問要旨の1点目でございます「検診を活用した健康づくり」モデル事業の成果と今後の取り組みについて申し上げます。

初めに、このモデル事業の目的は、新規受診者の開拓にあります。モデル期間中の受診者数は各検診とも新規受診者が100名程度、コンスタントに増加しております。これは検査内容の充実によるものと思われま。

なお、毎年、精密検査から医療管理に回る方も80名程度おりますので、受診者数としてはあまり変化がないように見えますが、効果は着実に表れていると考えま。

本年度でモデル事業は終了となりますが、子宮がん検診については、来年度以降もHPV検査、液状検体を継続し、異常なしの方には2年に一度の検診とし、住民の負担軽減と検査精度を上げていきたいと考えています。

また、胃がん検診については、ピロリ菌及びペプシノーゲン検査を5歳刻みで実施しているため、あと2年間は町独自で実施する予定です。その後の対策としては、今年度から35歳節目健診にピロリ便中抗体検査を導入しており、若い世代からの予防活動に力を入れていきたいと考えています。

次に、子宮がん検診の無料クーポン券の利用状況、今後の取り組み、啓発活動につきましては、クーポン券を利用しての個別検診は身近に検診医療機関がないことが利用停滞の一因と考えられます。したがって、集団検診の新規受診者を増やしていくことが重要であると考えております。

なお、40歳以上の方には5歳刻みでの個別の受診勧奨を継続するほか、若い世代への子宮がん啓発活動として、成人式やふれあいまつり、乳幼児健診など、若い世代が集まる場での啓発活動を強化し、受診者の拡大を図っていきたいと考えています。

続いて、質問要旨の2点目、介護予防、認知症対策等、町としての取り組みについて申し上げます。

1点目の認知症の患者、家族を支援する施策や生活支援サービスの基盤整備についてですが、平成24年度に国が策定した「認知症施策推進5カ年計画」により、

認知症の患者や家族を支援するためのさまざまな施策が示されていますが、本町においては、国の補助金を活用しての事業は今年度予定しておりません。しかし、町単独で取り組んでいる事業がありますので、平成25年度の実績からご紹介させていただきます。

まず、認知症に対して正しい理解を持ち、認知症の人やその家族を応援していただくためのボランティアとしての「認知症サポーター」養成講座を3回開催し、現在まで261名の方が登録されております。

また、認知症の方を含め、介護を受けている方の家族を対象とした「家族介護教室」を3回開催し、施設見学や介護についての講義を行っております。今後の計画としましては、介護保険法の制度改正に伴い、認知症の人やその家族に対して初期の支援を集中的に行うための「認知症初期集中支援チーム」の設置等、認知症施策の推進について、市町村の地域支援事業に位置づけ、平成30年4月までに全ての市町村で実施することとされていますので、今年度の介護保険事業計画策定の中で実施時期と内容を検討してまいります。

2点目の第6期介護保険事業計画の策定における介護予防の取り組みについてですが、初めに、現在までの町の取り組みを紹介させていただきます。

現在、町では介護認定を受けていない65歳以上の方で、生活機能の低下が見られる方を対象にした2次予防事業や比較的元気な高齢者を対象にした1次予防事業として、運動やレクリエーション、口腔機能向上など、各メニューを組み合わせ、参加者それぞれの状態にあわせた教室を開催しており、参加者からは好評をいただいております。

今後の介護予防事業の取り組みについては、65歳以上の全ての高齢者を対象に行ったニーズ調査を基に、住民の意識、生活環境等の実態やニーズ等を把握するとともに、今まで取り組んできた介護予防事業を精査するなどして、今まで介護予防の対象としてきた介護認定を受けていない高齢者への支援とあわせ、東庄町の実情にあった取り組みを検討してまいります。

3点目の認知症高齢者の対策とその介護する家族へのケアなどの取り組みについてですが、1点目の質問で国の施策、町の事業及び今後の計画について答弁しておりますが、現在、町で実施している認知症対策事業の効果を今後検証するとともに、他市町村で実施している事業等を参考にしながら、町独自の事業を展開していき

いと考えております。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

それでは、私からは山崎議員からの町の将来を担う若者支援、若者の声をどのように聞き、町政に反映させていくのかという質問について、ご答弁申し上げます。

平成23年度より町としては、「誰でも」「いつでも」町への提言・意見を伝える仕組みとして、年2回、広報東庄に封書で投函できる用紙を織り込んでおります。そして、町のホームページからも投稿できるシステムにもなっており、意見等に対応しております。

また、平成24年度から、まちづくり会議を年3回開催し、地元区長より、意見要望等を聞く会議を開催しております。

特に若者の声を聞く場は持っておりませんが、公聴は大事なことと認識しています。これから町を担っていく若者の仕事・子育て等についての声を聴くことは大切なことと思っております。今後、若者の意見を聞く場、機会等を検討していきたいと考えます。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

福祉課の答弁なのですが、町としても検診の新規受診者をいかに増していくかが重要な課題との認識ですので、さらにPRすることと、あと学校でも多分、がん教育をしていかなければならないという国からの方針があると思いますが、それにも力を入れて、充実させていただきたいことを望みます。

子宮がんの無料クーポン券の利用者が少ないということですが、病院がないというのは何とも言いがたいところなんです、若い女性の罹患率が高くなっていくと聞いておりますので、一人でも多くの方が検診を受けられるよう、啓発活動にさらに力を注いでいただきたいと思います。

介護予防の事業についてですが、全国各地で先進的に取り組んでいるところがあ

りますので、少し紹介させていただきたいと思います。うちの町はこれから具体的に策定していくと思いますが、鹿児島県の龍郷町というところでは、その背景として、そこはもともと地域住民が集う場所、木の下であったり、海辺だったり、集落の中であって高齢者や地域住民が集うような環境にあったそうです。しかし、公的サービスの導入により、徐々に集落からそのような場所が消えつつある、これは我が町でも同様ではないかと考えます。そして町が動いたのは、何パターンかあるんですけれども、まず地域福祉推進員として、地域の世話焼きさんということで、見守りや困りごとの発見と支援、また見守り応援隊として、見守りを中心に行い、地域の情報を行政につなぐ、また介護サポーターとして、ボランティア活動の担い手として地域包括支援センターに登録して、マッサージや散髪、見守り、草取り、買い物支援等を行っています。これは全てボランティアだと思います。

あと、ほかに有償ヘルパーということで、介護保険以外での介助や家事等の手伝いを行う、そしてさらには地域福祉推進員の相談役として、地域福祉コーディネーターという方がいらして、取りまとめていくそうです。

また、長崎県の佐々町というところでも、ここは町の介護保険制度に関して、以下のような、問題意識を持っているということです。住みなれた地域で過ごしていただくために、必要な人には必要なだけの介護サービスを十分に利用してもらいたい。

また、住民の保険料が必要な人に適切に使われているか、国民の共同連帯の理念に基づいた利用のされ方となっているか。

また、できないことの支援ではなく、できていることの継続や改善可能な部分への支援にこだわるといっているそうです。

75歳以前からの介護予防が大変重要ということで、ここでもやはり団塊の世代の方に地域デビュー講座として、介護、ボランティアということを学んでいただいて、現場で介護ボランティアとして、即戦力として働いてもらいたいとしているそうです。

あと、ほかの地域でもやはり介護サポーター、高齢者サポーターという、名前が違いますけれども、介護保険を利用するのではなく、その前の手前の人たちがボランティアで地域の人たちにかかわっているという事例がたくさんありました。

あともう一点、北海道の栗山町では、家族の介護や看病などに携わる人々をケア

ラーと呼ぶそうなのですが、支援する取り組みも始まっているということで、介護や看病で心身ともに疲弊しがちなケアラーをどう支えていくか、介護保険制度というのは、要介護者を支援するためのものであり、要介護者のそばで、その方をケアする家族などの人には直接的には支援がないというのが現状です。

少子高齢化の進展などにより、介護する人たちに対しての負担がのしかかり、ケアされている人と共倒れするリスクも高まっています。やはり町では社会福祉協議会等で、在宅サポーターを立ち上げたり、またそういうケアをしている人たちの集まれるケアラズカフェということで、そこで同じ介護の悩みを持つ人たちが集まれる場所を立ち上げたそうです。昨年度は7,000人以上の人が来店して、効果を上げているとのことでした。

介護保険事業に関しては、先進的に進めている市町村の良いところ、また効果のある部分を取り入れて、今までの延長線上ではなく、また近隣の町と同様でもなく、我が町独自の事業を展開すべきと考えますが、町としてはいかがお考えですか。

それで、先ほどの総務課長の答弁ですが、何とも、お答えのしようがありませんが、ぜひとも町長の言葉でもう一度答弁をお願いしたいと思います。

以上で2回目を終わります。

議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長、石毛克身君

健康福祉課長（石毛克身君）

それでは、先ほど議員さんからお話がありました子宮頸がんの罹患率が高いということについて、一言申し上げます。

東庄町の罹患率の状況につきましては、さほど高くはございませんが、今後、若い世代への啓発活動というのが一番本当に重要なことだと思っております。今後とも積極的にPR等を行っていきたいと考えております。

続きまして、先ほど介護予防につきまして、各先進地の事例をたくさんいただきました。私の方もそのお話を聞いて、今後、町としても見守りネットワーク、それと、認知症サポーター養成講座と、行っておりますが、それ以外にも今、議員さんがおっしゃられたことを踏まえて、町独自の事業を今後進めていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

事例をたくさんいただきました。そういうことで、視察に先般、行かれた大分県のいずれもインターネット等で拝見させていただきましたけれども、ともかくやはりいいものはいいいし、それから推進するものは推進するし、それからまた独自方法、例えば町独自の方式で、それに見合った形の中で進めていくべきだろうと、このように思っています。私たちも高齢者も皆、町内に住んで、それぞれの考え方をお持ちですから、考え方を聞き、またそれを活かしてあげたい、そう思っております。いつも質問をお受けするわけではありますが、婚活にしても、議員さんみずから動いて婚活活動をなされているということもあります。そういう事業も含めて、これからは議員さんの力を借りながら、推進できるものは推進してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

介護予防の件なんですけど、東庄町でも先日、笹川の大木戸地区で出前講座が、傾聴ボランティアグループの皆様のご協力により、にぎやかに開催されたと伺っております。我が町もこれから先進事例の内容を精査して、介護予防、認知症対策に取り組む必要があると考えます。

例えば、出前講座にしても、各地域、各地区で開催されるようになると、町の地域包括支援センターの職員だけでは対応ができなくなってくると思います。サポーターやボランティアを育成して、地域の方が中心になって進めていって行かなければ追いつかないと考えます。

さらにこれから新たに始まるであろう事業の策定や実施に当たっても、まずはマンパワーが必要です。

そこで町長、また人事配置にも大きな影響力を持つ、清水副町長に、ぜひお願いしたいことがあります。

福祉課関係の職員を増やしていただき、喫緊の課題であります高齢者施策と少子化対策の重要な部分を重厚にして、人件費以上の効果を上げていくべきだと考えま

すが、いかがでしょうか。

以上で3回目の質問を終わります。

議長（鎌形寿一君）

副町長、清水正幸君。

副町長（清水正幸君）

人の配置につきましては、庁内のバランスをとりながら、適正に配置をしているというふうに考えておりますが、議員の要望も取り入れまして、よりよい東庄町をつくるための職員配置に今後とも邁進していきたいと思っております。

以上で山崎ひろみ君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時といたします。

（午前 11時49分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

議長（鎌形寿一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、先の城之内議員の一般質問で答弁が保留された質問事項について、答弁の申し出がありますので、これを許します。

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

それでは、先ほどご答弁をいたしませんでした2点につきまして、ご答弁を申し上げます。

まず1点目、臨時財政対策債が基準財政需要額に算定されていたについてでございますけれども、発行可能額、全額算定されております。

2点目、建設地方債についてでございますが、これにつきましては、交付税算入がなくなったことと、財源のバランスを考慮しまして、起債を見送っておるところでございます。

以上で答弁を終わります。

議長（鎌形寿一君）

答弁が終わりましたので、一般質問を続けます。

9番、林甚一君。

9番（林 甚一君）

9番、林甚一です。よろしくお願いいたします。ただいま議長の許可をいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

私からの質問の要旨は、通告の2点になりますが、答弁において関連する事項もあるかと思しますので、一括して町長にご答弁をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

まず、町政運営における町長の取り組み姿勢についてであります。

町長は、阪神淡路大震災、地下鉄サリン事件の発生した平成7年に現職に就かれました。この年のこれら二つの出来事により、日本国民が大都市圏における自然災害と細菌兵器によるテロの脅威を再認識するとともに、それぞれに対する意識の醸成と制度の改正がなされたことでもあります。特に阪神淡路大震災の教訓は、さきの東日本大震災に生かされ、不備な点はさまざまな教訓となっていると考えられます。このように我々はその積み重ねた成功体験はもとより、失敗に終わった経験をも生かし、新たな事業・出来事に立ち向かっていくものであると思います。

さて、町長が町政を担われた平成7年、本町は町制施行40周年の年を迎えた第3次総合計画終盤の時期に当たったことから、岩田町長の下、平成9年から12年の第4次総合計画が策定されました。この計画によると、町長は「小さくともキラリと光る町」を目的とし、町政に取り組んでこられたと認識しております。この中で、平成8年から平成12年にかけて、「国保東庄病院の移転新築」、「保健福祉総合センター」、及び「オーシャンプラザ・療養型病床」の開設がなされました。また、平成13年には機構改革を断行し、町長部署が9課から4課に統合されました。

さらに平成16年からは平成の大合併のうねりの中、新庁舎の建設に着手し、平成17年に完成を見ております。そして岩田町長の4期目の初年となる平成19年からは、町の総合計画も第5次総合計画に引き継がれ、「地域力」を柱とした施策の展開を目指したものとなっております。

この中には、子育て支援センターの開設、地域活性化資金の創設により各種イベントが開催されました。また、教育施設関係では、平成22年に公民館の大規模改修工事と、継続事業として実施してきた小中学校の施設の耐震補強工事の完了を見ております。その翌年の東日本大震災の発生により、後期計画では町の施策の柱と

して「支え合い」とそこで生まれる「地域力」が盛り込まれました。この「お互い様」の精神の再確認を図るべく町長は「行政協力員まちづくり会議」を立ち上げ、地域コミュニティの積極的な行政への参加を促されていると理解しているところでございます。

ここまで町長が町政を担ってからの主な事業を申し上げましたが、今現在、本町は「小学校の統合」という大きな課題に取り組んでおります。冒頭にも申し上げましたが、我々はその積み重ねた経験を生かし、新たな事業に立ち向かっていくものであると考えます。

町長は議会議員時代から通算すれば、30年以上町政に携わっておられます。

そこでお尋ねいたします。町長はその時々々の町政の課題にどのような姿勢で取り組んでこられたのか。また、喫緊の課題にどのように向かい合うのか。町長の町政運営に対する基本的な姿勢・考え方をお聞きしたいと思います。

次に、今後の町政の在り方について伺います。

昨今、国においては国と地方の在り方の根幹に携わる「道州制」の導入に関して、議論が上がっています。また、少子・高齢化の問題は叫ばれて久しく、そこから派生する諸問題に国・地方、一丸となって取り組んでいる状況です。特にこの中で「人口減少の問題」は、単なる「自然減」ばかりか、地方から都市部への人口流出の加速も見込まれて、このことは地方にとって、新たな生活様式と、価値観をつくり出すことを迫られるものにほかなりません。「道州制」の問題に関しては、先行き不透明な部分も多く、これに関しては町長の所見があれば伺いますが、人口の減少問題は国のみならず、全国の地方公共団体の共有の問題であり、本町にとっても避けられない事実となっております。50年、100年後の課題は別として、総合計画もそうであるように、10年後に予想される事態を見据えて、今から取り組むことは町長をはじめ、執行部はもとより、我々議員の責務であると考えております。

そこでお尋ねいたします。町長はこのような状況下、本町にこれまで蓄積された物質的資源はもとより、人・コミュニティ、自然環境等に町政はどのように関わりを持つべきであるか、町長の所見をお聞きしたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（鎌形寿一君）

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

ただいまの林議員の質問にお答えします。

町長として、私の政治姿勢ということでございますけれども、就任をいたしました平成7年1月21日、その4日前、1月17日は阪神淡路の大地震が勃発しました。日本中が悲惨な渦に包まれた年でありました。その4日後に就任をいたしましたわけではありますが、議員が言われているように、社会情勢の変化とか、そういうものを含めた大変な時代の中で、この震災が国民にもたらしたものは、やはり安心、安全、人の命を守るという大きな教訓でありました。そういうことで、行政を預かるということは、そこに住む方たちの命を預かるという、重大な役目があると認識して就任をさせていただいたわけであります。

そして、災害のない国であれば良いと願いながらも、いざ災害が起きたときにどう対処するかということが最大の課題として就任をしたわけありますから、その中には災害が起きたときに、周りがどういうふうに対処するかとか、それには公共物、学校等を含めて、それに強いものをまず構築していくことだろうということと、住民がお互いの立場を理解しながら、いざ災害のときにどういう形で助け合ったり、また協力し合ったりすることができるんだろうかというようなことを念頭に置きながら、もう35年となろうとする年数を重ねてきたわけあります。

そういう中で、町民福祉の向上、そしてまた町政はいろいろな課題に遭遇するわけありますけれども、今やらなければならないことは、即断でやる、そして将来に向けて一步步積み上げていくという方式の中で、事業を推進してまいりました。

そして、先ほど申し上げましたように、安心、安全は町の基本とすべきというような考え方で進めてきたわけあります。振り返りますと、病院等がちょうど改築をして、新しい病院の形としてスタートしようという矢先でありました。しかし、病院だけ改築すれば町民が幸せなんだろうかという考えの中で、病院をつくるよりは病人をつくらないというほうがまず先決だろうということの中で、健康で、そして病気にならない、検診を含めて、町民への福祉があるだろうというような考え方も持って進めてまいりました。

そして、病院の新築移転を機に、町民から信頼される病院として再生をしたい、そういうような思いの中から、旭中央病院の、当時の諸橋芳夫院長の力をかりて、いわゆる小さな病院でもバックアップする大きな病院の中で、今でいうサテライト

型の病院がつくれればいいなということで、町の規模に見合った体制の病床数を含み、そしてまた、いざ大きな事故が起きて、病院手術が必要というときには、センターにある病院とのタイアップがいつでもできる、それがやはり病気になったときの安心、安全にもつながるだろうということで、体制づくりを進めてきたわけであります。

そして、病院がサテライト的な役割を果たすということは、当初は考えておりませんでした。いわゆる協力し合えば、小さな病院でも大きな病院と同じような形の中で、安心、安全を与えてあげることができる、患者に対しても対応ができる、そういうようなものの考えで進んできたわけであります。

さらに、当時、国は保健、医療、福祉ということで、三位一体型の、いわゆる包括型の体制をつくろうという矢先でありましたから、これはこの町にぜひとも必要だということで、国が始めようとする事業をまず実践でやってみようという形の中で、東庄病院の隣接する場所に統合、今現在の保健福祉総合センターをつくり、その間に長期療養型の施設を、また一階にはシルバー人材センター、社会福祉協議会が入り、ここは町民の幸せづくりの場所になるような箇所をつくろうということの発想で、健康の里をつくったわけであります。

それが1期目、2期目のころの話であります。一貫して、先ほど申し上げましたように、頭の中には町民への安心、安全を守る、そういうことでありました。そして、今、医師不足の問題が大きな問題としてクローズアップされておりますけれども、当時から医者は本当に不足しておりました。難渋しておりました。医者が足りないために、患者は少なくなるし、また信頼される医療も行われていないということで、当時考えたのは、今の体制を1回やめて、初期段階から取り組んでみようということで、当時の先生方に全員やめていただいて、新しい体制の中で、医師を招聘し、そして自治医科大の卒業された先生方、若くてまだエネルギーで馬力のある先生方に入っていただいて、先生方も思い切った医療をここでやってくださいということでの体制づくりを整えたわけであります。

今、それが総合医ということで、この病院から発進したわけでありますけれども、18の診療科目になるということで厚労省は言うておりますが、その18科目の診療体制ができれば、総合医という一つの診療科目ができるわけでありますが、まさにその診療科目が発祥の地といっても過言ではないと思います。

何でも診てくれる先生をこの地からつくって、そして専門医に診せていくというやり方は、先生方が少ないときに、専門医でありませんが、何でも診てくれる先生が次にバトンタッチできれば専門医が診れば良いわけでありますから、そういう病院づくりの体制に変えていきました。

そのときは非常に難しいとも言われましたが、今はどこへ行っても総合医というのはもうこれからの病院にあるべきだろうというようなことがよく言われております。あとは許認可が出れば、すぐゴーサインが出てスタートができるわけでありませんが、その総合医を目指す全国の先生方からも、ぜひ東庄病院でスタートしたこの総合医をものにしてもらえればありがたい、このように広く言われております。

そういうことで、小さな町でも、病院一つとっても、方法、やり方次第ではどこにも引けをとらないようなものが構築できると私は今でも思っております。

全国での医療研修大会がここで開催されました。やはりそれは、一度潰れたというのも、一度、先生方が全員やめられて、新しいスタートを切った病院でありましたから、注目をされて、今は、4年ほど前からそういう体制を続けておりますけれども、やり方、方法次第ではいい形が出てくるという自信もあります。そういうことを力づけてくれたのも当時の議会でありました。どこへでも視察に行っていたいたし、また応援していただいて、今の体制が構築できたと私は思っております。

そういうことで、いろいろな話を申し上げましたけれども、やはり健全財政をつくらなければならないし、町民にもそれ以上の福祉を提供しなければならないということで、行政は最大のサービス業ということを頭の中に入れながら、仕事を進めてまいりました。それにはやはり、人員の問題、それからこの小さな町の中で、担当課が9課もある。それを半分ぐらいにしたい。そしてまた、応用のきく場をつくりたい、縦割り行政はもう国がやればいいし、地方はそれどころではないという考え方の中で、9課を4課にし、全国に先駆けて人員を整理し、そして将来、必ず合併問題が出てくるであろうという先に、人員は8割、要するに20%を削減してこうと、多分交付税の20%ぐらいはカットされるだろうと、そういう思いの中でスタートした、いわゆる改革でありました。よくぞ職員の皆さんが頑張ってきてくれたと、心から感謝しております。

そういう体制が今の町をつくってきたと私は自負しております。何事も自分の小

小さな町の中で起きたこと、国、県がやらなくても、町ができることなら町が独自でやってもいいという考え方の中で、行政を進めてきたわけでありました。

今、まさしく7年ほど前に、今の教育制度は必ず崩壊する。小学校は4年生まで、そしてまた前倒して幼稚園の子供を小学校に入れればいい。小学校の校舎を使い、中学校の校舎を使って5年生、合わせて業務教育10年というのは、この町が教育特区をつくれれば必ずできるというような思いで話をしてきましたけれども、やっと今それが現実になりました。教育、国の文科省が前倒して小学校前の事業を義務教育化をしようと。そして学校はどういう割り方でもいい、3・3・3、3・3・4でもいいし、いろいろなやり方もその地域に任せようと、その特徴のある、そしてまた特性のある地域がそういう独自の体制をつくれればいいというような方向を、今示しております。まさしくやはり先読みしていけば、子供が少なくなった、高齢者がふえた、そういう思いをする前に、きちんとした方向が私はできるんだというようなことも今、考えております。

まさしくそれはこの地域にあったふさわしい教育制度だというような思いもしております。それは小さな町でもできるという範囲の中での仕事であります。いっぱい子どもがいるからすばらしい子どもが育つと私は思っておりません。少ない人数でも、教育の町と言われるようなところは、わからない子どもを普通にわかる程度までグレードアップさせる、いいものだけを動かすという話ではないということとすると平均値が上がってきますから、まさしく努力すれば誰でも1位まで上がれるという教育の仕方というのは、この町にもあってもいいんじゃないかなというような思いが今もしております。

私は今、全国930ほど市町村があります。人口減を起こしているのはほとんどであります。約7%だけ、60数町村だけが人口がふえています。あとは全部減ってるんです。

今、この中で、当町は930の中の約300番目ぐらいの位置にいます。まだまだ人口が少ない町もありますけれども、各町村はそれでも頑張っています。1,000人、2,000人の小さな町、村があります。しかしながら、自分たちの村が一番というような考え方で努力をしている人たちが全国にはたくさんいるということとあります。私もいろいろ事業をしてまいりましたけれども、この庁舎の新築も、ちょうど平成17年にこの場所に移ったわけでありましてけれども、それも10年の

節目節目を境に、このいろんな事業を展開し、それに合わせて、その年にまでに努力して完成させようとか、仕事をなし遂げようとか、そういうような問題をしてまいりました。

ですから、来年は町政60周年を迎えます。やはりそういう意味では、60周年に何を一つのポイントとして将来のまちづくりのスタートが切れるかということも今、大きな来年に向けての課題でもあります。

先ほど言われたように、今、少子化の中で、5校ある小学校の統廃合が問われています。そして子供の人数もかつては3,000食の給食をつくる施設も、稼働率は5割以下になっています。これが現実であります。いいときには、郡下でも、幼稚園を各小学校に公立で持っている町は、当町1町でありました。それが逆に、子どもが減れば、近隣でも子どもの人数が減っていますけれども、やむなく2園にするもののつらさも各議員はおわかりになっていると思います。

全てが古い幼稚園は1カ所もありません。それを、時期によってはつくらなければならない、そしてまた、人が減れば、それを統廃合しなければならない。そして、教育にかけては東庄町と言われた時代がありました。小学校各学校は、全てがこの特徴を持った校舎新築をしたり、そしてまた特徴のある建物を造ったり、そういうことで今、5校残っております。この5校もこの数年には、統廃合しなければならないということも大変つらい思いであります。

この人口を増やそうということよりも、今の体制を守っていこうということのほうが、やはり私は基軸になるだろうと思っています。近隣を見渡しても、人が増えて、大勢流入して、活気を見ているところはこの近隣ではありません。対岸の神栖市あたりぐらいは、いろいろな手で、工場の関係で景気がよくなれば、人が流入して来ますから、増えるかと思えますけれども、当町を含めて、千葉県側は今後とも人口は減っていくだろうと思います。しかし、10年先に、たとえ試算した人数になっても、十分、町として足腰の強いものであってほしいという思いが、今、いたします。それは長い間、三十数年間見詰めてきたこの町が、今のようなきちんとした形の中で行政を進めていくなれば、たとえそれが今よりも人口が減っても、それは後継してくれる方々がきちんとその体制を守っていただければ、町としての特徴は失わない、そのようにも考えております。

いろいろ申し上げました。将来を担う子供たちのためでありますから、一番ここ

で集大成みたいな形の中で、してあげなければいけないことは、町民こそって、子どもたち、そしてまた周りの町の環境、また学校、家庭含めて、良い子どもたちをこの町から輩出しようと、そういう思いであります。子どもたちは夢がいっぱいありますから、その子どもたちをどう育てていくかということが、私はこれからの大きな課題の一つになっていくだろうという思いがいたします。

絶対、この子どもたちというのは、生まれ育ったところというのは、生涯にかけて忘れない場所になると思います。その子どもたちが、自分たちを育てていただいた町がありがたいと思う時期が必ず来ると思います。ですから、そういう子どもたちのためにも、これからの行政のあり方の中では、教育問題というのは非常に大事な位置づけとして取り上げられていくだろうと私は今、思っています。

いろいろ申し上げました。そのためには、やはり地域の中での絆、おかげさまの精神がきちんと生きていかなければならないだろうというふうには思っております。国は、この8年、ないしは10年来の中、町村合併を支持してきました。合併をしないとあなたの町はなくなりますよというような、ある程度半強制的な面もありましたけれども、将来を計画的にきちんとできれば、合併しなくても済むだろうという思いがありました。国の仕事ですから、一応はこれに乗ってもいい、このような考え方をいたしました。しかしながら、精査していくうちに、合併はすべきではないというのが最後の結論でありました。自分たちの町は、歯を食いしばっても守っていこうという気持ちがあれば、それは議会議員が理解をしていただいて、お互いが力を出し合って、そして自分たちの町を大事にしていく、そして何を言われようと残る、私は思います。今でも思っております。

国は第二弾として、道州制の問題を取り上げて今、早急にやるべきだということを書いておりますけれども、全国の自治体は大反対であります。一度もまだ結果が出ておりません、合併問題を取り上げた、その終末を迎えておりませんから、今後は特例債の部分の返済もあります。そしてそこに住む方たち、合併をして10年近くなる人たちの声を聞いておりません。してよかったのか、そして不満なのか、そういうこともまだ精査をされておりません。私は不満の多い人たちのほうが多いと思います。それは独自性が失われてきたからであります。自分の町、自分たちが努力して、頑張っていこうという意欲と、守ろうとした気持ちがないから合併したわけですから、そういうような意味においては、さんざんな目にあったという

思いをしている方たちのほうが私は多いのではないのかなと今も思っています。私はしなくてよかったと思いながらも、まだまだ努力をしていかなければならないという思いが、今でもしております。

先ほど来、政治姿勢ということでお話がありました。私の政治姿勢は、今でも、また、今後も、一心不乱にいつでも町民と一緒に目線でまちをつくっていこうと、そして、頑張れるところは何でも頑張っていこうと。そして、みんなで協力すれば、小さな町でもどうにでもなるという思いがいたします。経験の中から申し上げます。町民が力を合わせれば、どんなことでも乗り切れます。そういう思いで今後も町政を、残された任期の中で頑張っていきたいと、このように考えているところであります。

言葉足らずで、大変わかりにくいところもあるかと思いますが、いろいろなことが多過ぎて、頭を横切っておりますけれども、ただ町民と一緒に歩めたこと、またたくさんの人たちの力をいただいたことが、今までの中でやはりありがたい、非常に力になっていただいたな、このように今は思っているところであります。

そういうことが、これからも続ける政治姿勢であります。いろいろな不満もたくさんあります。その不満もみんなでこれから乗り越えていかなければならない時代が来たなという思いがあります。商売をされている方、農業をされている方、いろいろな方たちがその分野で最大の努力をされていると思います。その人たちは、そういう意味からしても、役所の役割は大変重要なものだと思います。そしてまた、そういう方たちの気持ちをわかってあげられることが役所の仕事だと思えます。役所は別だというようなものではありません。ですから、やはりいつでも町民と一緒に歩むという考え方です。そのように理解いただければありがたいと思っております。

今、国は地方の末端の1,800市町村の陣頭指揮をとりながら、道州制の問題、TPPの問題を取り上げておりますけれども、国民の声を無視して国が進めているのではないかと私は思います。大事なのはそこに住む人たちでありますから、その方たちの声をぜひとも国にも届けてまいりたいなという思いが、今、いたしております。

最終的なお話を申し上げます。

町の主役は町民であります。この町民のために全力を傾注してまいりました。こ

れからも続けてまいりたい、このように考えております。

以上であります。

議長（鎌形寿一君）

9番、林甚一君。

9番（林 甚一君）

2回目の質問をさせていただきたいと思います。

今、町長さんの言葉の中に、まだまだやりたい部分がある、こういう思いが私にありました。これから、60周年に向けて、今年の暮れに選挙。1月20日任期。そういうことに決まっております。それで、今、町長はこの12月に選挙を迎えます。その思いを聞かせていただければ、私はありがたいと思います。そういうふうを考えておりますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

私の考え方を先ほどは申し上げました。その中に、来年は町制施行60周年を迎えるということを申し上げました。60周年というと、町にとっても記念すべき年であります。私は、経験の中から、もし町民の方々のご理解と、議会の皆様からのご支援を得られるならば、この年の暮れ町長選挙に出馬をし、そして再度、東庄町民のために全力で仕事をしていくということを申し上げたい、そしてまたお誓いを申し上げたい、このように思っております。

よって、暮れの町長選挙に出馬をしたいと、このように考えております。よろしくお願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

9番、林甚一君。

9番（林 甚一君）

町長の決意をお聞きしました。これからも大変でしょうが、東庄町のためにもっと頑張ってくださいなとそのように考えております。私どももぜひ応援させてください。頑張ってください。お願いします。ありがとうございました。

議長（鎌形寿一君）

以上で林甚一君の一般質問を終わります。

次に、1番、林俊之君。

1番（林 俊之君）

1番、林俊之です。2項目について質問をいたします。

まず、他の自治体から学ぶ町づくりについてお尋ねいたします。

東庄町のホームページや商工会のページ、広報6月号の行事予定から、町を元気に商店街商業関係者を元気にするような行事はないかと目を通すと、6月8日、日曜日には、観光ふな釣り大会が多くの方々の参加をいただいて開催されました。22日には公民館でなのはなシニア千葉特選演芸会、29日は文化のつどいが予定されております。

また、議会中ですが、13日には笹川諏訪神社で歌手の姿憲子さんの新曲ヒット祈願祭が行われる予定になっております。

東庄町を、商店街を元気に活気あるまちづくりのため、町を中心にいろいろなイベントを行っているわけですが、それが各商店に流れを向けられない、生かされていないのが実情であります。

これは東庄町だけでなく、全国の自治体が苦慮しているところであります。しかし、そのような中でも、うまく動き出している自治体もあるわけで、先月視察に伺った九州、豊後高田市もその一つなのかもしれません。豊後高田市は、現状を生かした独自の商店街をつくり、活性化を図っている。それが私の素直な感想です。昭和の町づくり、昭和30年代のまちづくりをすることによって、お客様を呼び込み、活性化を図っています。お金をかけてお店を作り直すのではなく、あるものを利用して、注目を浴びるものをつくる、考えようによっては、どの町でもできることであります。もちろん東庄町でもできることなのかもしれません。それならばやればよいということですが、そうは簡単には行きません。各お店の事情や、やろうという気持ちなど、いろいろなことがあり、新しい事業に進めないのが実情です。どこの自治体も同じような苦勞をしているわけでありまして。そこでお尋ねいたします。町の商業活性化に向けての考え方をお尋ねいたします。

次に、広報6月号によりますと、町の人口が1万5,000人を切ったことが書かれています。人口減少は大きな問題です。6月5日の新聞に厚生労働省の人口動態統計の結果が記載されておりました。出生数が過去最少になったこと、出生率が1.43だったことが書かれておりました。その中で、出生率で千葉県は1.33とい

うことで、全国40位だそうです。前々から申し上げておりますように、人と人との交流、男女の交流を促進することは重要なことだと思います。婚活について、私は現在担当させていただいておりますが、うまく行き始めたイベントもありますし、今年に入って新しい企画のイベントを行いました。結果がうまくいかず、苦慮しているところであります。ただ、今後も失敗を恐れずに進めていきたいと思っております。

幅広い年代で独身の方が数多くいらっしゃいます。何とかしなくてはとの思いを強く感じます。特に担当するようになってから、農業関係の皆さんの嫁探し、これは全国的な問題なのでしょうが、非常に強く感じます。東庄町の基幹産業は農業であります。嫁さん探しもありますが、農業自体の促進を図らなくてはなりません。農業経験のない人、子供たちから若い女性の方に幅広く経験いただくことはよいことであり、それにより新しい交流が始まる可能性もあります。そこでお尋ねいたします。幅広く交流促進を進めなければなりません。その中で、町の基幹産業である農業での交流促進についてと男女の交流促進について、考え方をお聞きいたします。

次に、2番目の質問として、介護保険事業についてお尋ねいたします。

高齢化が進む中、介護事業は人的にも増加するでしょうし、経費が増加するのは当然のことです。東庄町にとっても、介護費用が財政の中で、今後大きな負担になるはずであります。介護事業には町内だけでなく、町外の皆さんが携わってくださっております。町はもちろん、先ほど決意表明された町長にとっても、重要課題のはずであります。そこでお尋ねいたします。広域型介護事業の現状についてお答えください。また、今後についてお答えください。

それからもう一点、町は地域密着型事業の現状についてどのように考えているかお答えください。また、今後について考え方をお答えください。

以上、1回目の質問を終わります。よろしく願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

産業振興担当課長。

産業振興担当課長（石毛一久君）

それでは、ただいま林議員からのご質問の、他の自治体から学ぶ町づくりについて、1番目の現状を活かした独自の商店街活性化についてということでお答えした

いと思います。

まず、商業の活性化に向けた町の取り組みについてということでございますが、町では、平成23年度、24年度に、東庄町観光ガイドブック「るるぶ東庄」を作成し、また昨年度はさらに一步踏み込んだ商店街のPRとしまして、スマートフォン等に対応した動画を見ることができる「東庄町おもてなしガイドブック」を作成し、町の飲食店や宿泊施設、お土産、特産品などの魅力を紹介しています。

今後とも町・観光協会・商工会等が一体となって、東庄町に立ち寄る方々へのサービスの向上や観光地ブランドの確立により、リピーターを獲得し、販売や商業ベースでの事業効果を上げることにより、商業の活性化を図っていきたいと考えております。

続きまして、現状を活かした独自の人と人、男女の交流促進についてということでございますが、まず基幹産業である農業を活かした交流についてお答えいたします。

消費者と生産者の交流により、東庄町の基幹産業である農業の活性化を図るべきとして、「こかぶの収穫体験」や「枝豆の収穫体験」を行っております。東庄町の畑作の特産品であるこかぶの収穫体験は5月11日に実施し、今年も県内外から170名の親子連れが参加し、収穫とこかぶを使った料理等を食べながら、交流を行いました。

また、枝豆の収穫体験は、今年も夏に実施予定でおります。いずれのイベントも生産者と消費者の交流として定着しており、好評を博している状況です。今後とも基幹産業である農業を軸とした交流を模索し、様々な活動に取り組んでいきたいと考えております。

男女の交流促進についてですが、結婚適齢者の出会いの場を提供し、親睦を図ることを目的に婚活イベントを年に一度開催しています。昨年は男性19名、女性23名の参加があり、東京ディズニーランドで交流会を行いました。今年度も結婚相談員の皆さんと、より参加しやすい出会いの場を提供できるようなイベント等の検討をしていきたいと考えております。

議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長、石毛克身君。

健康福祉課長（石毛克身君）

それでは、質問事項の2番目、介護保険事業について、広域型介護施設と地域密着型施設の現状と今後についてお答えいたします。

はじめに、広域型と地域密着型の違いについてご説明申し上げます。

広域型施設は、設置するときの指定及び運営等に対する指導、監督の権限は県にあります。町外の方も入所することができます。一方、地域密着型施設につきましては、施設設置の指定及び指導・監督の権限は市町村にあり、利用者は原則施設が設置されている市町村の住民のみとなります。

続きまして、本町に設置されているそれぞれの施設と現在の入所者数等について申し上げます。

まず、広域型としては、3施設ございます。一つは、「介護老人保健施設深深」で、この施設はリハビリに重点を置き、在宅復帰を目指した人を対象としており、定員84名に対し、入所者83名、待機者は11名となっております。

二つ目は、「特別養護老人ホーム藹藹」で、寝たきりや認知症で日常生活において常に介護が必要で、自宅での介護が困難な人を対象とした施設であり、定員50名に対し、入所者50名、待機者51名となっています。

三つ目は、「東庄病院介護療養型医療施設」で、医学的管理のもとで長期療養が必要な人を対象とした施設であり、定員43名に対し、現在入所者34名で、待機者はございません。

次に、地域密着型につきましては、現在運営されている施設は2カ所でございます。

一つは、「楽天堂和楽」で、小規模多機能型居宅介護という、通いを中心として、利用者の選択に応じて、訪問や泊りのサービスを組み合わせ、多機能なサービスを提供している施設であり、定員25名に対し、利用者は24名であります。

二つ目は、「小規模特別養護老人ホーム竜神苑」で、定員29名に対し、入所者27名、待機者32名となっています。

なお、昨年度まで認知症の方を対象とした施設として、グループホームが2カ所、町内に設置し、運営されておりましたが、経営難を理由に廃止となっております。

これらの介護施設の今後につきましては、今年度に策定する平成27年度から平成29年度を計画期間とする第6期介護保険事業計画において、それぞれの介護サービスを必要とする需要の見込みを計画に位置づけ、その範囲内において施設整備

を推進していくこととなります。

以上、答弁を終わります。

議長（鎌形寿一君）

1 番、林俊之君。

1 番（林 俊之君）

ありがとうございます。改めて再度、確認することもありますので、私のほうからは意見と要望を述べさせていただきたいと思います。

まず、まちづくりですけれども、先ほど山崎議員の一般質問にもありましたが、5月21日から23日まで九州、豊後高田市にお邪魔をいたしました。ここは昭和の町づくり、それから教育のまち、学びの21世紀塾ということで視察をさせていただいたわけでありまして。今回は昭和の町づくりについてちょっと述べさせていただきましても、案内の方が町を案内してくださいました。時間の制限もありましたので、全てではなく、ある一部、時間の範囲内で案内してくれたと思います。ということは、その中でも一番見ていただきたい部分を私たちにを見せてくれたと思うんですけれども、30年代の町をつくり始めて、これは皆さん感想、議員によって違うかもしれませんが、私はまだまだお店がそれほど充実してはいなくて、まだこれからという感じ、印象を受けてきました。平日ということもありまして、一般の車もどんどん通っていますし、歩行者天国であるわけではなく、別に文句を言うわけじゃないんですけれども、まだまだこれからという印象を受けて帰ってきました。

ただ、そのほかにうちの町にとって参考になるのではないかなと思うのは、昭和ロマン蔵というのがありまして、これは駄菓子屋の夢博物館、おもちゃの博物館のようなものなんですけれども、建物は昭和10年前後に米蔵として建築され、旧農業倉庫を活用しているそうです。福岡に在住の小宮裕宣さんという方が、駄菓子屋のおもちゃの所蔵では日本一の方なんだそうです。昭和の町をつくるということで、この方、決して地元の方ではないんですが、その方に福岡から豊後高田に移っていただいて、お持ちの展示品、今、6万点くらい並んでいるそうですが、そちらを見ますとやはりお客様も数多くいました。それを見ると、やはり東庄町でできるのは、建物はある程度これまでのもので出来るかもしれない。そしてお金をかけずに、別におもちゃとは限らずに、町にあったものをほかからでもいいですから来ていただ

くとかという形で、できるだけ予算をかけないで、これは一つの方法として、何をやってくれるというわけではありませんけれども、できるのではないかなという印象を受けて帰ってまいりました。

ただ、先ほども一般質問でだいぶ出ていましたけれども、新しい事業をやろうとするときには、やはり各商店1軒1軒のやる気が一番大事ではありますし、また、今回お邪魔してつくづくと思ったのは、先ほど山崎議員もおっしゃっていましたが、向こうは市ですけれども、こちらは町ですが、町がリーダーシップをとっていく。向こうは豊後高田市がリーダーシップをとって、教育も、そしてまちづくりも進めているということを非常に強く印象を受けてきました。

ですから、一緒に同行していただいた担当課長、二人の方のほうが私はいい勉強になったんじゃないかなと、当時もお話ししましたけれども、非常に強く感じてまいりました。

それから、交流についてですけれども、広報6月号を見ますと、5月1日現在の人口が1万4,982人ということで記載されています。また、きょうの新聞には人口減対策本格化ということで、50年後も1億人の人口を維持するため、抜本的な少子化対策をとということで、国のほうも動き出しているようであります。私は先ほど申し上げたとおり、この二つを担当しております。その中で、先ほど山崎議員が豊後高田は婚活で確かに何十組も、今、成立していますという話がありました。資料をと申し上げましたら、パンフレットがちょうど手元になかったらしくて、一応写真には撮ってきまして、大変いい企画だと思っています。この後、結婚相談員の皆さんとこれから会議もありますので、その場で皆さんにお話をさせていただいて、それを町で生かせればなど、新しい取り組みにも進めていきたいと考えております。

それから2番目の介護保険事業についてですけれども、こちら先月、5月14日、新人議員、それから文教の委員長の山崎議員に無理を言いまして、一緒に視察をさせていただきました。視察をしたのが竜神苑、旧笹川郵便局跡の楽天堂和楽、それから特別養護老人ホーム藹藹、介護老人保健施設の深深、4カ所を視察させていただきました。広域型介護施設と、あと地域密着型、それぞれあったわけですけれども、非常に印象に残ったのは、入居されている皆さんは非常に満足していて元気だったということです。そしてそれ以上に職員、スタッフの皆さんが元気いっぱ

いで仕事をしているのが非常に印象に残りました。

そしてお話を聞いていますと、スタッフの働き手がやはり人材不足ということだそうです。待遇改善が必要で、労働時間や給与の問題もあるんでしょうけれども、これからも考えていただければと思っております。

それから、先ほど担当課長からお話がありましたが、待機者がいるということで、広域型介護施設、それから地域密着型機能では、小規模特別養護老人ホーム、ここには今でも待機者がいるわけでありまして、これも今後ぜひ考えていただきたいと思っております。

4カ所訪問させていただきました、深深、藹藹、深深は建物がまだ新しかったですが、藹藹のほうは本当に古い建物ですけれども、見させていただいて、説明を聞いているうちに、本当にその設備の中で一生懸命頑張っている姿がよく伝わってきました。県の管轄かもしれませんが、町でもぜひ手を差し伸べることができるのであれば、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それから、地域密着型事業の小規模多機能型居宅介護、楽天堂の和楽さん、これはちょうどお昼時間でしたので、私たちも一緒に昼食をさせていただきました。私も初めて中に入ったんですが、非常に狭いというのが印象です。ですが、その中で事務所が本当に小さくて、とりわけスペースをとって頑張っている姿が本当に今回はお邪魔するたびに頭が下がる思いでありました。

それから最後に竜神苑。こちらは地域密着型事業ということで、これは本当に感謝しております。こちらは非常にまだ設備も新しく、スタッフの皆さんも大変頑張っている。その中で、楽天堂和楽さんと同じように、小規模多機能型居宅介護ができる設備があるのに今使われていないということで、見せていただきまして、もう使われていないということは、もう誰もいないのかなと思いましたが、非常にきれいにお掃除から手入れをしてあって、明日にでももう使えるような設備でありました。ただ、和楽さん、それから竜神苑さんに聞きますと、経費の中で、運営の面で大変厳しいということで、担当課長に聞きますと、和楽さんについては、本社というか、親会社の楽天堂全体の中で、ある程度の位置があるので、東庄で頑張ってくれるということを聞いて、すごいなと思っております。ただ竜神苑さんの場合には、やはり社会福祉法人、天祐会さんが親元にいるわけですけれども、いろいろな事情があって、今は使われておりません。この部分もやはり頑張っているスタッフ

を見ますと、何とか町のほうで少しでも協力をいただけて、今後、一番重要な部分だと思っておりますので、先ほど町長の決意表明もありましたが、ぜひよろしくお願いをしたいということを申し上げまして、私の一般質問、以上で終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

以上で、林俊之君の一般質問を終わります。

次に、10番、鈴木正昭君。

10番（鈴木正昭君）

昼を食べたので、ちょうど眠い時間ですが、町政について質問させていただきます。

先ほど町長が、行政報告ということで、経営理念について、行政報告責任について報告がありました。重複することもあるかと思いますが、質問させていただきます。

九州地方で家畜、豚の流行性疾病、PEDが発生、蔓延して北上し、千葉県もほぼ蔓延。対象頭数、私の聞き及んでいるところ、9万5,960頭。死亡、2万4,212頭。我が東庄町も全域に浸潤し、しない農家が一、二戸と聞いております。

そういうわけで、かなり甚大な被害を受けています。伝染病が、法定伝染病が28種、届け出伝染病が71種類あります。これは両方とも国の監視下に置かれることになり、国の監視伝染病となっています。

この病気については、既にご承知のとおり、豚が急激に下痢を起こし、そして脱水、そして食欲を停止して、そして死亡、あるいは、ヒネ豚として商品化にはならない。そこで質問事項の1として、家畜（豚）の流行性疾病、PEDについて、町の現状と対応策について伺います。

続いて、2番目に、流行性疾病、PED発症予防のワクチン接種費用、支援の可否について伺います。

これについては、さきに宮崎に、九州に発生しました。その関係で同市が特別措置をされ、九州にワクチンが大量に流されました。どの地方も使いたいのはやまやまでありましたけれども、使えない前提があったわけでありまして。これらについての支援の可否について、現在、オーエスキー病については町のほうも支援していますけれども、それについて伺いたいと思います。

それから、既に発足している本町家畜防疫協会との連携についてですね。伝染病の予防を考えれば、やはり養豚家、酪農家、養鶏家、あるいはウズラなどの養畜農家が、連携して情報の共有、町民には情報も含めて報告し、旅行にいかねば、隣国の中国、韓国、東南アジアはもとより、病気の古巣の汚染地区からの伝染病の侵入防止できます。そういうことで、本町の家畜防疫協会との連携について、どうなっているのか。最近は個人情報保護ということで、なかなか県のほうも、家畜保健衛生所のほうも、なかなか個人的な情報は出してくれません。我々のところにもファクスが流れてまいりますけれども、ところが、そういう養畜農家のところ、ウイルスをばらまいているところに一般の人は知らないのでどんどんいきます。それで、糞便によって、少量の糞便とっていいですが、どんどん蔓延していきますので、そういった、やっぱり町民支援が、今までそういった部分を認識していかないと、この、まだまだPED豚のワクチンは行き届いておりません。そういうことで、ハエやネズミが舎内に侵入ということも考えられますので、そういうことを踏まえてお聞きしたいと思います。

それから、大きな質問事項の2としまして、今後ますます高齢化社会に健常者も障害者も誰もが安心して安全に暮らせるように、いろいろなユニバーサルデザインやバリアフリー化が推奨されています。身体能力が低下したとき、あるいは障害者でなければ気付かない点が多々あります。そこで、東庄町の公共施設のバリアフリー化について、質問したいと思います。

質問の要旨でございますが、取り組みの現状、問題点、解決策と今後の展開について。

それから2番目に、高齢者、障害者の福祉政策について伺いたいと思います。

それから、病院等、いろいろあるわけですが、高齢者、あるいは健常者でない障害者の、よく病院で診察を予約して来られるんですが、難聴者には呼び出しが全く聞こえません。高齢者になると、大体30分に1回くらいお手洗いにいらっしゃるんですが、用を足して返ってくると、もう順番が過ぎています。とってまたお手洗いに帰って帰るときはまた順番が過ぎています。そういうことを何回も繰り返しているうちに、いつの間にやら昼間になってしまったという声を聞いております。その辺も踏まえて、当局の回答を伺いたいと思います。

1回目の質問はこれで終わります。あとは自席で質問させていただきます。

議長（鎌形寿一君）

産業振興担当課長、石毛一久君。

産業振興担当課長（石毛一久君）

それでは、豚流行性下痢、P E Dに対する現状と町における対応策について、お答えいたします。

この豚流行性下痢、P E Dが3月に千葉県南部で発症しまして、県北東部より感染が広まっております。今朝、県のほうで確認いたしましたところ、昨日現在で100例が確認されているということでございました。

東庄町における感染状況でございますが、千葉県北部家畜保健衛生所のほうで、個人情報保護ということで、個々の農場名を公表しておりませんので、正確な数値とは言えませんが、19経営者で感染を確認しておりまして、そのうち町内にある農場では、18カ所の農場で感染しているという情報を得ております。

こうした中、町としましては、4月11日から東庄町家畜防疫協会より、町内、各養豚農家へ石灰と消毒剤の配布を行い、また5月12日からも消毒剤の追加配布を行っております。今現在、石灰で1,345袋、消毒剤1,065リットルの配布をしております。

また、4月10日より千葉県北部家畜保健衛生所がJ Aかとり東和田倉庫旧神代支所のところに消毒ポイントを設置しまして、また5月14日からは新宿の河口堰入口付近に移しまして、感染防止対策としまして、畜産関係車両の消毒を行っております。

この消毒ポイント設置に当たりましては、県が主体となって実施しておりますが、町家畜防疫協会としまして、民地の借地代、水道代等を負担して、県と町との協力により実施しております。

このP E Dの感染予防の手段としましては、畜産関係車両の消毒が有効と考えておりますが、5月12日よりP E Dワクチンの確保ができつつありまして、このワクチンの接種により、約1カ月程度でこの疾病の鎮静化が見込まれるとのことでございます。

こうして鎮静化に向かうことができれば、消毒ポイントは終了することとなると思いますが、各農場において鎮静化するまではワクチン接種や出入りする車両の消毒など、感染予防には万全を期すよう指導していきたいと考えております。

続きまして、発生予防ワクチンの接種費の補助でございますが、このPEDワクチン接種につきましては、先ほど申し上げましたように、発症予防にはかなり有効的な手段と考えております。このワクチン接種は、妊娠豚の出産前に2回の接種が必要となり、1回当たり約1,000円の農家負担だと聞いております。このワクチン接種に対する補助につきましては、国、県の動向を踏まえて、今後検討していきたいと考えております。

続きまして、町家畜防疫協会との連携についてお答えいたします。

今回の豚流行性下痢、PEDにつきましては、家畜防疫協会の会議を開催せず、千葉県北部家畜保健衛生所、生産者、農協、町とで協議し、対応をいたしました。今回のPEDはまだ終息に至っておりませんが、今後、法定伝染病やこのような家畜伝染病が発生した場合には、議員のご指摘のとおり、いち早く家畜防疫協会の会議を招集し、関係機関の皆様の意見を伺い、最善の対応策を検討していきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

それでは、鈴木議員の2項目め、公共施設のバリアフリー化についてご答弁申し上げます。

まず最初、私のほうで、町が管理する全般を申し上げまして、病院の関係につきましては、病院事務長が答弁いたします。

全体的なお話でございますが、現在、町が管理しております施設につきましては、役場庁舎、公民館等及び学校関係を含め、町民の皆さんが利用される施設は16施設ございます。スロープにつきましては、全施設設置されておりますが、多目的トイレについては、未設置の個所も数カ所あり、洋式トイレで対応している状況でございます。

今後、改修工事の実施時に設置工事を検討していきたいと思っております。

以上です。

総務課長（鎌形寿一君）

病院事務長、鈴木和男君。

病院事務長（鈴木和雄君）

病院の患者の呼び出しのことについてですけれども、まず、東庄病院の内科外来につきましては、予約制、それで予約外の患者は、予約の合間、あるいは予約の診療が終わってからというような形をとっています。整形外科につきましては予約制をとってなくて、受け付けの順番で診察いたします。診察の呼び出しですけれども、先生が診察室でマイクを通して呼び出しております。それで診察室へどうぞという感じで呼び出しておりますけれども、来ない患者につきましては、大体外来の看護師が待合室、あるいは会計のほう等を見渡して、声かけ、あるいはいるかどうか確認して、いなければ次の人を呼ぶというような対応になっているはずです。

議員さんがおっしゃった、トイレに行っている間に順番がずれて、お昼になってしまったというような、もしこういうことがあれば、恐らくそれは対応がちょっとまずかったのかなというふうに思います。その点については、指導して行きたいと考えております。

以上で答弁のほう、終了いたします。よろしく申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

10番、鈴木正昭君。

10番（鈴木正昭君）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

PEDの発生については、当局も大分消毒薬に石灰あるいはそういうことで対処されていたことは大変ありがたいことでございます。しかしながら、やはり病気を予防するという面としては、町民がそのことについてどういうふうに認識しているかどうか。そうでないと、感染した豚舎や人間のところに行って、やっぱり知らない人はいるんですよ、これは。そうやって、その靴でもって平気で、また養豚農家へ行く。これが感染の要因なんですよね。感染が早く、聞いていると何か、聞いていてもあれですけれども、これはやはり九州なんか、観光でいろいろな人が来ます。やっぱり観光がてらに汚染源の、人ですけれども、そういうことで、ぜひこういうことに関しては、広報でも、無線でも、周知していただいてもいいし、そういったいろいろな指摘も懸命だと思います。そういうことですね。

それから、発足して、家畜防疫協会、名前だけあって何もしない、そうすると、何のための防疫協会なんだろうというんじゃなくて、やはりどうせやるなら、運営

規則どおりにやっぱりしっかりした運営というか、運用をしていかなければならないと思うんですよ。それから、口蹄疫なんかでもって廃棄したら、埋めるところなんかも全然ないですよ、これ、はっきり言って。ですから、そういうことも含めて、伝染病やっぱり町民に理解してもらえるような方法がいいんじゃないのかなとそういうふうに思いますので、ぜひ当局の努力をお願いしたいと思います。

それから、病院のことなんですが、確かに前から比べて、努力はしている。確かに2時間近く、予約の時間に行っても30分、40分待たされることはざらなんです。だから、健常者でない、障害者の身になって、あるいは高齢者で身の自由がきかない人の立場に立って、町民にとって、日なが一日そこに居てみればわかりますよ。知っている人だったら声をかけてくれるでしょう。自分の知らない人だったら、そうなんです。そういうことを踏まえて、ぜひその辺のディスプレイにうつしても、呼び出しのほうも。これはもううっすらすぐわかることなんですけれども、順番が原因ですから、はっきり。そういうところをお願いします。

それから、ちょっと質問、最後のところでもう一つ。これ、病院でも、南側の通路になりますけれども、オーシャンプラザの出口の仕様、ここは全然障害者の対応になっておりません。自分で職員の方は車椅子に乗って、あそこは福祉センターとの通路、それから病院側のほう、車椅子に乗ってやってみてくださいよ。それで悪いと思ったら、即刻直していただきたい。健常者というのは、実際、ヘルパーの講習会かなんか行っていればわかるけれども、健常者では気がつかない面、それが、町長が言っているように、安心で安全なまちづくりですよ。住みやすいまちづくり。以上のことを要望しながら、質問を終わりたいと思います。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

オーシャンプラザの出入り口につきましては、正面入り口は引き戸式の自動ドアになっております。ただし、玄関の通路は開き戸、また保健福祉総合センターからの連絡通路も開き戸になっております。ご指摘のとおり、お体の不自由な方にとっては、利用しづらいという形になっております。

今後、利用状況及び利用者の意見等を参考に、修繕工事等を検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

以上で、鈴木正昭君の一般質問を終わります。

次に、2番、大網正敏君。

2番（大網正敏君）

2番、大網でございます。今回は財務諸表について質問いたします。

町は財務諸表によって、町民に対し必要な財政状態を明瞭に表示し、町の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない、私はそのように考えております。

そこで、財務書類4表の活用法についてお聞きいたします。

この制度は、2006年8月に策定された地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針で、人口3万人未満の町に対し、5年後までに4表の整備、または4表の作成に必要な情報開示を求めています。

また、町のホームページでは、財務書類、財務4表とは、企業会計に用いられる発生主義の考え方に基づいて策定された財務資料のことで、公会計では4表、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書を作成することとなっております。

現在の地方公共団体の会計制度は、1年間の現金の出入りを把握することに重点を置いた現金主義の考え方に基づいておりますが、この制度では、これまでの財政活動によって形成された道路、学校、公園等の資産がどのくらいあるのか。また、その対価としての将来支払わなければならない負債がどのくらいあるのかといった情報は読み取ることができません。財務書類、財務4表では、これらの資産、負債の状況が把握できるようになるため、より多くの財務情報を町民の皆様公表することが可能になりますと町のホームページでは説明されております。

それではお聞きいたします。なぜ総務省の改正のときも会議をし、基準モデルを採用しなかったかをお聞きいたします。また、町の固定資産台帳は整備されているのかお聞きいたします。

なお、9月議会、決算委員会から9カ月後に公表されている理由をお聞かせいただけます。

あと、特別会計ではなぜ公会計基準を採用しなかったのかをお聞きいたします。

以上、4点、お聞きいたしまして、1回目の質問を終わりにいたします。次回からは自席にて質問いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

それでは、大網議員の質問4点について、ご答弁申し上げます。

1点目の基準モデルを採用しなかった理由についてでございますが、公会計の整備については、平成18年度の総務事務次官通知で通知され、当町では平成21年度決算から作成しております。作成に当たりまして、基準モデルと総務省方式改訂モデルの二つの作成モデルがございます。基準モデルにつきましては、町の資産台帳が作成されていることが前提でございます。また、資産台帳の整備やシステム導入の経費、毎年のランニングコストがかかることにより、当町では総務省方式改訂モデルを採用しました。総務省方式改訂モデルでは、毎年、町で作成し、国に報告しております「財政状況調査票」のデータを公有財産のデータに変換し、作成しております。

次に2点目、固定資産台帳についてでございますが、町の資産台帳、いわゆる固定資産台帳は、現在整備されていません。現在は公有財産台帳、町有地と建物についてのみデータ化しておりますが、道路・河川といったインフラについては未整備となっております。

次に3点目でございます。公表がおくれることについては、総務省方式改訂モデルは毎年の「財政状況調査票」が作成された後に、そのデータを使用した様式に修正されます。このため、総務省から様式が通知されるのが毎年9月頃となり、その後、予算編成の時期となっておりますので、当町では6月に議会説明と住民公表を行っております。なお、県内53市町村のうち3月までに作成済が36団体、それ以降が17団体となっております。

4点目、特別会計についてでございますが、国保、後期高齢者医療、食肉センター、訪問介護、介護保険の特別会計のおのおのの財務諸表の作成は求められておりません。

以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

2番、大網正敏君。

2番（大網正敏君）

では、2回目の質問に入らせていただきます。

先ほどの答弁で、町の固定資産台帳はインフラなどが不整備であり、また全て固定資産台帳が整備されていないとのお答えでした。それから、決算委員会から9カ月後、非常に公表が遅くなり、しかも一般会計だけの財務書類で、どのような活用方法があるのかお聞きし、また、どのような活用方法を考えているのかお聞きいたします。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

財務4表の作成後のデータの活用といたしましては、前年の財政状況と比較する程度となっております。県内の他市町村の活用事例でございますが、「行政評価との連携」「公共施設の老朽化等の資産管理」「予算編成の参考資料」などが活用事例となっております。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

2番、大網正敏君。

2番（大網正敏君）

では最後の質問に入らせてもらいます。

私は町の財政状態をあらわす財務4表、これは9カ月後の数字で、しかも固定資産台帳が整備されていない中、正確な財政状態の判断をすることはできないと思っております。したがって、私は財務4表を基準モデルにしてもらい、整備された固定資産台帳に基づいて作成し、ストック・フロー情報を網羅的に公正価値で把握した上で、個々の取引情報を発生主義によって、複式記帳で作成し、合計試算表を作成し、なお誘導法に基づいて、収支計算書を作成したならば、必然的にバランスシートが作成されると思っております。それで、決算委員会にその財務諸表を公表することが可能になります。

また、公営企業会計の基準と同じくなることで、正確な判断が可能となると思います。さらに歳入歳出決算書の数値に手を加えなくてもよくなり、より一層の信頼

度が増すことを考えております。したがって、私は基準モデルの採用を望みますが、いかがでしょうか。お聞かせください。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

国では、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」を設置し検討を行っており、平成26年4月に報告書が取りまとめられました。この中で、今後は統一的な基準による作成を地方公共団体に要請し、平成29年度末までに作成するような流れが想定されております。これからの統一基準の仕様にもよりますが、統一基準後には、決算議会で財務4表の報告ができるのではないかと考えられます。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

以上で、大網正敏君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ではありますが、ここで暫時休憩といたします。再開は午後2時45分といたします。

（午後 2時33分 休憩）

（午後 2時45分 再開）

議長（鎌形寿一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

5番、佐久間義房君。

5番（佐久間義房君）

町の地域活性化についてお伺いします。

他町村では、町の公共施設を誘致するなど、地域活性化事業を行ったところがたくさん見受けられます。東庄町には、活性化を目的とする公共施設を誘致したことがあるのかを伺います。国等からの公共施設の建設の計画があれば受け入れていく考えがあるのか、また公共施設を誘致していく考えがあるのかをお聞きします。

例えば、女子刑務所及び交通刑務所や競艇場外発売場ミニポートピア・オラレのような、住民に理解されづらい施設の建設計画があった場合、町として受け入れられるのか。活性化を図るのなら一石二鳥になるような施設を考えているのか、刑務

所のような施設でも東庄町のように農業の盛んな土地柄を生かし、受刑者を受け入れ、農業を活性化させるような刑務所の誘致や競艇場外発売場のような施設を誘致する考えがあるのかを伺います。

1 回目の質問を終わりにします。次回からは自席にてお伺いします。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

佐久間議員の質問にご答弁申し上げます。刑務所、または競艇等の公営競技の場外発売場の受け入れ、あるいは誘致についてですが、今後の検討課題として捉えていきたいと思えます。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

5 番、佐久間義房君。

5 番（佐久間義房君）

今、極端な例を申し上げましたが、町内にある福祉施設、北総育成園は、船橋市が運営している施設だと思えますが、このように町として地域活性を目的とする公共施設もあると思えますが、このような施設等はどのように思うか。

それともう一点だけ町長にお伺いしたいんですけども、町長は以前、懇親会の席で、佐原の道の駅から東庄町まで船を走らせて観光化を考えたほうがというような案をお持ちのようでしたが、今後どのようにしていくのか、合わせてお伺いしようと思えます。よろしくお願ひします。

議長（鎌形寿一君）

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

今、総務課長がお伺いいたしましたけれども、実は、かつてはあります。ありますというのは、北総育成園の経営は、船橋市のさざんか会が苦勞して仕事をしてあります。北総育成園の下にあります、なずな工房は、町がさざんか会の皆さん方にお願ひをして、あの場所に、土地と関係する、かつては1市3町で小見川・山田・東庄で既存施設を持っておりまして、各町につくろうということで、小見川は単独でつくって、3町の受け入れをしていたのですが、それを1町ずつつくっていった

らどうかという案の中で、東庄町はその小見川の後にすぐ手を挙げて、あそこに施設をつくってほしい、設計から業務委託全てお任せをしたいということで作りしました。了解をいただいて、建物を建てて、なずなという名前をつけて、今、そこでパンを焼いたり、いろいろなことをしています。

当時は、何ていうんでしょう、内職仕事みたいのにのりづけだとか簡単な仕事をやっておりましたのを、みずからがパンを焼いて、またそれを、地域でつくったものと一緒に売って、つくったものが現金化されるということで、つくる喜びと、それを食べていただく方からお代をいただく、売って、お金をいただくということの行為をして、大変喜んで、一生懸命つくっているという話をしました。このつくる品物は、東庄町の特産でありますいちごをジャムにしたり、またコンクールにおいては、金賞をもらったりということで、そういう繋がりを非常に持っています。町もそれに対しては協力もするし、また、町の役場庁舎前の広場を使って、駐車場をつくって、夏祭りを催したりということで、お互いさまという形の中で協力し合ってきました。そういうことで、そういう福祉施設、情報があればいつでもできるという体制、また、町にどうしてもそういうものが必要だということがあれば、またお願いをして、進出して来ていただいたり、つくっていただくということもこれから先はやっていききたいなと、このように思います。

それとかつて利根川を船が物資を運んでおりました。河口堰もないころでありますけれども、今もその流れは依然として残っております。実は今、利根川沿線の各茨城県、千葉県を問わず、市と町がここに船を走らせようという壮大な計画を持っております。各市町に船着き場をつくってはどうかということで、東庄町の笹川港の正面に水門がありますけれども、開門というんでしょうか、その場所の、利根川の一番角のところに船がリバースできる、いわゆるとめられる場所をつくっております。これはやはり船で観光するという一つ目的の中で、この船を走らせることにより、ここを一つの拠点にしようと、また船を使ったいろいろなもの、催しものも、せっかくここに川があるからということで、できればいいなということで、今もその会議は続いておりますので、それをどのぐらいの規模の船なのか、そしてどういう形で人を運んだり、またバスとのタイアップをしていくのか、銚子のほうまで観光ができるのか含めて、今、検討が行われているところであります。

ですから、違う意味の、行政が直接携わっている活性化の問題、一つの町だけで

はなくて、利根川沿線にある市町村が協力し合って、そういう事業をしようということに詰めているところであります。

これも会議のほうは今、続行中でありますので、会議の様子がわかればまた議会にも報告をさせていただきたい、このように思います。以上であります。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

北総育成園等の福祉施設につきましては、町としまして必要な施設と認識しております。町としましては、設置希望事業者等があれば、要望に対応でき、またお話を伺う体制にあると思っております。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

5番、佐久間義房君。

5番（佐久間義房君）

いろいろ財政が厳しい中、大変だと思いますが、この小さな我が町には、代議士と県会議員、町村会長、副会長が実在するわけですから、このコネを利用して是非国の施設を誘致するというようなことをしていくことも大事じゃないかと、自分はそう思うんですけれども。過日、議員研修で大分に行った町は官民が一体となって、町の活性化にみんなが力を尽くして、まず役場のその受け入れた職員が直立で挨拶してくれたのです。これはもう見習うべきものがありました。東庄町で地域活性化活動を模索している団体もあると思っておりますので、ぜひ町民、行政一体となった活性できるように力を尽くしていただけたらと思っております。

以上、要望して終わりにしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（鎌形寿一君）

以上で、佐久間義房君の一般質問を終わります。

次に4番、花香孝彦君。

4番（花香孝彦君）

4番、花香孝彦です。議長のお許しをいただきましたので、質問事項、総合計画について、大きく1点、要旨、進捗・達成状況の周知について、最終達成率、目標値の活用について、以上、2項目を伺わせていただきます。

町民の方々より多くの提案をいただいております、その多くの問題を解決するためには、総合計画が重要だと考え、改めて伺わせていただきます。

提案の内容としては、大きく2点。一つ目は、いろいろな地域振興の提案、予算の伴うこと、多くのイベントを行ってほしい、人がいなくなってしまう。

二つ目は、町債を減らすこと。もっと節約をし、借金を減らし、将来に借金を残してほしくない。この相反する二つの提案を考えると、国政やニュース、全国の先進事例など、予算の少なく、大きな効果のあるすぐれた施策がないか、常に調査、研究で、結局、何もできないままとなってしまいます。予算を節約して、地域を活性化するには、町の最高指針である総合計画に示されているとおり、地域力、町民の皆さんから力をかりることです。

先月5月に、議員行政視察研修で、大分県豊後高田市へ伺いましたが、市民の協力があってこそ、地域が活性化するのだと感じた。営利目的が民間の学習塾と公営の無料の塾をうまく組み合わせて、お互いにメリットのある関係にし、最終的には子供たちが地元に戻って来たいと思う、とてもよい先進地の充実した視察でありました。

東庄町でも総合計画に示されている各種施策は、直接的、間接的にも人口減少対策に必ずつながるものであり、町民の協力が必要不可欠となります。この第5次東庄町総合計画には、基本構想、長期ビジョンがあり、それを実現するための基本計画に目標値が数値で示されており、その進捗の報告として実績一覧表を毎年いただいておりますが、目標値の向上、共有及びその進捗、達成状況は町内の各種団体、町民へ周知されているのか伺わせていただきます。

次に、最終達成率、目標値の活用について。

後期計画の初年度、6年目の目標値の達成率が全体で64項目中30項目と、約50%達成となっており、特にまちづくり課は約70%とすばらしく、達成していない他の項目も僅差となっており、100%を狙える進捗状況です。そうであるなら、各課で設定されている目標値は町民が行政を評価する一つの基準となり、見方によれば、町民と行政が一体となって目標を達成しようと努力した結果、得られた成果だと考えられます。評価の基準となる目標値は変更すべきではないと考えるが、なぜ地籍調査実施完了面積、この項目だけは上方修正されているのか伺わせていただきます。

逆に一例として、製造品出荷額の項目は、既に進捗と目標値が大きくかけ離れてしまっており、努力しても何らかの達成できない理由があるのであれば、今ならまだ下方修正もやむを得ないとも理解できますが、進捗状況を把握し、分析、検証し、計画への反映を行っているのか、地域経済力を図る大事な指針であると。後期計画の中間の年として、目標を達成するための改善策を伺わせていただきます。

町民の方々の理解と協力を求めている目標値が安易に変更されてしまえば、町民と一緒に目指す指針となる目標の意味がなくなってしまいます。それなりの理由が必要となります。

では、最終的には全64項目、達成率100%を目指すべきだと考えるが、目標値の達成率は100%を目指しているのか、また目標値は何のために設定されているのか伺わせていただきます。

以上、2回目の質問は自席で行わせていただきます。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

それでは、花香議員の質問にご答弁申し上げます。

総合計画の進捗、達成状況の町民への周知についてでございますが、議会への報告のみとなっております。

地籍調査実施完了面積の上方修正につきましては、事業完了年度を平成32年度までに設定しておりましたが、計画の見直しを図り、事業完了年度を3年前倒し、平成29年度完成に計画変更したものであるものでございます。

また、製造品出荷額の24年実績値については、東日本大震災の影響によるものが大きくかかわっているものと思われます。なお、翌年につきましては、回復傾向にありまして、目標値を上回る数値となっております。

目標値は何のために設定されているのかについてでございますが、基本計画最終年度の28年度のあるべき姿を想定し、各担当課が設定しております。

以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

4番、花香孝彦君。

4番（花香孝彦君）

周知につきましては、議会のみ周知しているようですが、一人でもやはり多くの方へ周知することが達成率のアップにつながるのではと思います。

目標値の設定目的は、答弁いただきましたとおり、平成28年度のあるべき姿ということは、私は目標値は町民と行政がともに、簡単に言えばよりよい町をつくるために数値でわかりやすいように設定されたものと考えております。平成18年、総合計画の策定に当たり、町民の方々にアンケートを行い、基礎調査報告書をまとめ、何を求めているのか調査したわけですから、計画の実施後、最終的には町民に結果を公表し、評価してもらうのは当然であり、目に見える数値での結果が評価となります。目標値の達成とは、町民と行政が一体となって、共通の目標を達成しようとした結果、得られる成果であり、町の最上位計画である総合計画、長期ビジョンの基本理念、協働による暮らしやすい魅力あるまちづくりの実現であり、町民の満足度の向上が評価となります。目標値の進捗状況が思わしくない場合には、原因を考え、対策、改善する。最近ではいわゆるPDCAサイクル、P、プラン、D、実行、C、チェック、A、アクション、PDCAサイクルといえば伝わるようですが、毎年得ている目標値の進捗データを活用し、目標を達成するために原因を分析しているのか、1回目の質問で製造品出荷額を例に伺いましたが、全体的にいろいろな数値が出ているわけですから、次の施策につながるように活用しているのか、そしてPRについて検討、考えて欲しい点をその考えを伺わせていただきます。

以上、2回目を伺わせていただきます。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

目標数値のデータ分析でございますが、各事業担当課において分析を行い、未達成については原因究明を実施しております。次回、施策の活用についてでございますが、できることについては、各担当課において対応して、施策の作成を行っております。また、PR等につきましては、広報紙及びホームページにわかりやすく掲載するよう、検討いたしたいと思っております。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

4番、花香孝彦君。

4番（花香孝彦君）

データにつきましては、各課で活用いただいているようではありますが、しっかりとPDCAサイクルを行っていただきたいと思います。

誰にデータを活用していただくのかということまでをも考えますと、町民がみずから考え、行動していただくという理想があると思います。そのためには、やはり情報が少な過ぎると感じております。

最後、提案となりますけれども、総合計画に基づき、内容を熟知していただくことで、極端に町債を減らすのではなく、また逆に各種施策や事業を大幅に増やすのではなく、町民と行政が一体となって、個々に目標を達成することで町民の満足度向上強化に努めていただきたい。そのためにも、すぐにでも町民に協力を求められるものとしたしまして、ごみの排出量の抑制、救急応急手当セミナーの参加、各種予防接種への理解、スポーツイベントや青少年相談員事業への参加などの項目については、例えば、町の広報、5月号の図書について特集があったように、今からでも広報を利用するなど、目標値の進捗状況を周知し、わかりやすく数値で示し、町民と共有し、協力をお願いしていただきたいと提案させていただきます。

平成26年4月1日現在となりますが、人口が1万5,000人を割り込んでしまいました。平成28年度の目標想定人口、1万5,000人を達成するためにも、町民の総意とも言える総合計画に示されていることを一つ一つ達成することで、町民の付託にこたえ、想定人口1万5,000人を維持すること、それが最終的な評価となることを意見いたします。

最後に、総合計画には多くの住民参画が示されており、町民の代表者として恥ずかしくないように、多くの事業に参加、出席することで、一人の町民としても目標達成に努めたいと思います。

ありがとうございました。

議長（鎌形寿一君）

以上で、花香孝彦君の一般質問を終わります。

次に、6番、板寺正範君。

6番（板寺正範君）

6番、板寺です。質問が重複する部分も多分にありますが、ご了承、お願いいたします。

5月初め、人口減少問題について、衝撃的な発表がありました。新聞記事を抜粋しますと、民間有識者らでつくる日本創成会議の人口減少問題検討分科会が8日、大都市等への人口移動が収束しない場合、2010年から2040年の間に、二十から39歳の女性人口が半減する市区町村が896団体にのぼるとの、独自の団体別人口推計結果を公表した。これらの地域を、たとえ出生率が上がっても人口減少が止まらない消滅可能性都市と定義、そのうち人口が1万人を切る523団体を消滅の可能性が高いと指摘し危機意識の共有を促した。推計は人口の再生産力を示す指標として、二十から39歳の若年女性人口に注目した。昨年3月に国立社会保障人口問題研究所が公表した推計では、地方から大都市圏への人口流出などが一定程度収束することを前提としていたが、日本創成会議人口減少問題検討分科会では、高齢化が進む大都市は医療、介護の人材が大幅に不足し、地方から人が集まり続け、若年女性人口が現在と同水準で推移すると発表しました。その結果、2040年までに現在約1,800ある地方自治体のうち、896団体が消滅可能性都市に当たり、その中でも523団体が消滅の可能性が高いと位置づけたものです。

残念ながら、東庄町も消滅可能性都市で、その中でも消滅の可能性が高いと記されておりました。しかし、この推計のとおり人口減少が進み、1万人を切ったとしても、先ほど町長のお話がありましたが、東庄町が消滅するとは考えません。近隣には今現在でも人口6,276人の神崎町がありますし、日本国内には千数百人でも町として存在しているところもあるようです。ただ、数千人になった場合、行政サービスなどの面で、今とどの部分でどのような違いが出てくるのか、そのことに町として対応可能なのかどうかという大きな不安感があります。これまでの議会でも、人口減少問題について何度か議論がありましたが、東庄町の人口も1万5,000人を割り、いよいよ人口減少の感が強くなってきました。今、東庄町の最大の課題である町立小学校の統廃合や子育て、教育、福祉、介護の問題や地域づくり、伝統芸能の保存継承、消防団の問題など、全ては人口減少から発生してくる問題です。

そこで伺いますが、今回、日本創成会議、人口減少問題検討分科会から発表された団体別人口推計を町としてどのように分析し、その対策を講じていくのか伺います。

続いて、2番目の質問です。平成26年度議会議員常任委員会合同研修会で、5

月21日から23日まで、大分県豊後高田市を訪問し、行政視察をさせていただきました。子育て支援事業、学びの21世紀塾、昭和の町と三つの事業を研修、視察し、とても大きな事業を、市として本当に積極的に行っているなど感じました。そして、いただいた資料の中に、豊後高田市が発行しているA5サイズのパンフレット、定住ガイドブックが入っていました。豊後高田市が人口3万人を目標に掲げて、人口減少、定住促進に全力で取り組んでいる事業の内容がカテゴリー別に簡単明瞭に記載されています。もちろん東庄町でも既に行われている事業もたくさんありますが、まず定住促進に関する事業が22項目、子育て13項目、保健が12項目、教育18項目、暮らし14項目、農業、就労商業16項目、合計95事業となります。その一部をご紹介します。

まず、定住、住まいについて。事業名は定住者向け分譲団地（夢まち分譲地）、定住者向けの安価（坪単価3万円から）な土地を84区画整備しています。学校や温泉に近い市街地の宅地を現在予約受付中です。事業名ハッピーマイホーム、新築応援奨励金、市内で住宅を取得した場合10万円の奨励金を交付します。市外の方が小規模地域に住宅を取得した場合は20万円となります。

夢まち分譲地への新築奨励金、夢まち分譲地に住宅を新築した場合は、最大60万円の奨励金を交付します。（太陽光発電システム設備補助金10万円）事業名、高齢者子育て世帯リフォーム支援事業、65歳以上の高齢者がいる世帯や18歳未満の子供がいる世帯に対し、持ち家などを改修する際に補助金を交付します。最大40万円。

事業名、子育て世帯いらっしやい引っ越し応援事業。市外にお住まいの子育て世代が転入する際、引っ越し業者に支払う費用に対し助成します。上限10万円。

新婚さん応援事業、婚姻届提出後、市内に2年以上居住する夫婦の双方、または一方が50歳未満の新婚さんに対し、新婚生活応援金を交付します。一口10万円。

お帰りなさい住宅改修事業。Uターン者が市内にある自宅の改修を行う際に補助金を交付します。上限30万円。

そのほかお試し居住制度、市内の空き家物件で一定期間お試し居住し、豊後高田市での田舎暮らしを体験しながら移住の準備を行っていただく制度、半住半旅といえますか、田舎暮らし体験事業、2週間以内でコテージに滞在しながら、空き家探しなど、移住の準備を行っていただく事業。

もう一つ、教育のところで、学びの21世紀、いきいき土曜日講座。これはメディアでも大変取り上げられている有名なものだと思いますが、現地の小学生、中学生を対象に土曜日を有効に活用して、多様な学習講座を開催しています。受講料は無料です。事業名、名物番組テレビ寺子屋、ケーブルテレビにて自宅での学習に役立てることもできます。

あと最後に農業就労事業のところで、事業名農業研修制度、市が認定した研修受け入れ農家のもとで、一、二年間研修を行い、実践的な栽培、経営管理技術を習得します。

事業名、新規就農者特定事業。地域就農サポーターのもとで研修する場合の生活を就農実践期間中、最大1年間支援します。上限、毎月2万5,000円。

そして事業名、企業チャレンジ、若者の支援事業、45歳以下の若者が市内で新たに開業する場合、開業に必要な事業の費用を助成します。上限50万円、補助率2分の1。

というように、95項目に関して、これでもかというような行政サービスというものをここに書きました。

この地域に雇用があることが大前提となりますが、どこかに家を建てようかと思っている方や、都市部では生活するのにお金がかかり、環境もよくない、田舎に帰って静かなところで子育てをしたいと思っている方などは、このガイドブックを見れば、ぐっと背中を押された気分になるのではないかと思います。

東庄町も人口減少問題についてさまざまな分野の事業を一つずつ進めていかなければならないと思います。ここで思うのですか、この大きな問題を考えていく上で、人口減少問題の総合窓口というものが必要ではないでしょうか。いろいろな事業分野を乗り越え、情報を共有し、そしてこれから結婚する方、子育てする若い方の率直な意見を聞く場として、委員会や座談会のような組織づくりも当然必要になってくるとは思いますが、町としてどのように考えますか。お聞かせください。

そしてもう一点お伺いします。

豊後高田市の事業内容には驚きましたが、しかし、この事業を実行していくには大変な財源が必要だと思いました。そして、その財源はどこにあるのだろうということで、東庄町と豊後高田市を簡単に比較してみました。人口は東庄町、1万5,000、豊後高田市、2万3,000、約1.5倍。町税、市税、東庄町が14億、

豊後高田市は20億。地方交付税、東庄町が17億、豊後高田市が62億。国・県支出金、東庄町が7億、豊後高田市は27億。町市債、東庄町は約2.5億、豊後高田市は28億。11倍。町債のところは別としまして、地方交付税、国・県支出金が約4倍近い数字となっていますが、このところをお伺いします。この地方交付税の算定内容についてお伺いします。そして、自治体が何か事業をするというような状況においては、この交付税の数値とかそういったものにどのような変化があるのかお伺いいたします。

以上、次からは自席で行います。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

それでは、板寺議員の質問にご答弁申し上げます。

ご答弁に当たり、東庄町と豊後高田市の予算資料をお配りしたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（鎌形寿一君）

ここで、答弁者から資料を配付したい旨の申し出がありますので、これを許します。

（資料配付）

総務課長（金島正好君）

それでは、まず最初に人口減少の問題でございます。「日本創成会議」の人口減少問題検討分科会が5月8日に公表しました「消滅可能性都市」団体一覧に東庄町も位置づけられています。今後、町としましては、町の職員間で人口減少問題について分析・検討をしていきたいと思っております。

次に、「総合窓口・組織づくり」の町の考え方でございますが、子育て支援、教育関係について、私も視察にご同行させていただきましたが、先進地としての豊後高田市について、見習うべきことがあると感じております。また、人口減少問題を含め、若者の何が必要、何が求められているかなど、意見を聞く場は必要と思っております。組織としましては、各課等の垣根を超えての組織づくりが必要であると認識しております。各課等で連携して、町としてよりよい施策を検討していきたいと思っております。

次に、東庄町と豊後高田市の予算の比較でございますが、各市町村の予算編成につきましては、歳入のうち税収は人口や経済活動に大きく影響を受けるものであり、歳出も特殊事業によるなど、単純に額の増減で比べられるものではありません。地方交付税の額も多種の算定項目があるため、算出には詳細なデータが必要となります。また、合併した市町村は合併算定替による増額の調整があります。さまざまな要素があることを申し上げまして、豊後高田市と東庄町の予算を一般的な項目で、別紙参考資料のとおり比較してみました。参考資料をごらんいただきたいと思います。

これらの指標から、以下のことが挙げられます。豊後高田市につきましては、人口から比較すると予算規模が非常に大きい。予算に占める町税、市税の割合が低く、自主財源率が低い、地方交付税や国・県支出金、地方債といった依存財源率が高い、地方交付税は多いが、財政力指数が0.27と低いことや、合併による算定替による調整が影響していると思われま。

地方交付税につきましては、大きいのはうらやましいという感じも、私も思いましたけれども、研修から帰ってきて財政担当に、これは何ぞやということで聞きましたら、必ずしも地方交付税が多いというのは、うらやましいことではなく、要するに、それが必要であるので国からもらっているという状況も逆に考えられるというような発想もしてはいかかかというような話も出ております。どちらもどっちということではございませんけれども、そのような感覚も財政担当のほうでは持っているということでございます。

先ほど申し上げましたとおり、これは指数の指標の数値での比較によるものでございまして、各市町村とも地域の事由・状況などを考慮して予算執行していると思われま。

こうした中で、東庄町については、予算や決算などの資料から判断すると、概ね健全な財政運営が営まれていると考えております。豊後高田市と比較するのは、予算規模が大きくて、非常にこの場ではいろいろと申し上げることもバランス的におかしいかもしれませんが、東庄町については概ね健全な財政運営が行われているということを皆様方にお伝えしたいということでございます。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

6番、板寺正範君。

6番（板寺正範君）

豊後高田市において、この定住ガイドブックにある事業が果たしてどれだけの効果を含んでいるのか把握しておりませんが、市内外に向けて豊後高田市では盛りだくさんの事業を用意して、ここに住んでくれる方を大歓迎しています。皆さん、いらっしゃいという気持ちは必ず通じているのではないかと思います。

正直なところ、東庄町にもこのような内容を持ったガイドブックがあればいいなと思いました。それはただ単に、今ある東庄町の事業を紹介したガイドブックをつくるというようなものではなく、東庄町に合った定住に向けての施策、事業をどんどん進めていった上で、東庄町に住んでみたいと思っていただけるような、そういう魅力あるガイドブックということです。ほかの町からお客様が見えて、東庄町はどんな町なのかと聞かれたときに、さっと渡せる、このような名刺がわりのガイドブックがぜひ必要かと思います。まずは人口減少、定住に向けての施策事業を一つずつ積み上げていき、その上で魅力あるガイドブックを作成していただけるというふうに考えてよろしいでしょうか。お伺いします。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

さまざまな定住施策がございます。豊後高田市で定住施策をいろいろやっております。隣の町はどうなのかなというような感じがします。私としましては、この人口減少問題は都市と地方のたたかい、あるいはそのような形になるのかなと思います。隣近所の町の人々の引っ張り合いというような形になりますと、財政が強いところだけが残り、東総地域につきましては、財政が強いところがございませんので、みんないっぱい出して終わりになってしまうというような形も考えられます。さまざまなことを考えられますけれども、そういうようなものを加味しまして、国全体のレベルアップが必要なのかなというような考え方もございます。今後ともこれらについて検討してまいりたいと思いますので、よろしくどうぞお願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

6番、板寺正範君。

6番（板寺正範君）

これは要望ということですので、答弁は結構です。

これまで豊後高田市の人口減少問題、定住に関する施策、事業をお話しさせていただきましたが、この豊後高田市が、先ほど申し上げました日本創成会議の団体別人口推計ではどう判断されているかということ、やはり消滅可能性都市と判断されております。これだけの事業、施策を行い、年間40万人以上、来客する観光都市になっても、まだまだ人口減少が止まらないということです。

東庄町におきましても、早急にこの問題に関する総合窓口的なものをつくり、特にこれからの若い世代の方がどんなことを求めているのか、どんな東庄町の姿を求めているのか、率直な意見を聞き、それをまとめ、対応する事業を一つずつ進めていっていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（鎌形寿一君）

以上で、板寺正範君の一般質問を終わります。

次に、8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

8番、高木です。一般質問をさせていただきます。

まず、教育のまちづくりについて。先般、大分県豊後高田市の教育事情について視察研修を行いました。豊後高田市の教育のまちづくりの取り組みは全国的にも注目されており、本町においても参考になるところが多々あったように思います。

内容については、資料等をごらんになっていることと存じますので、ここでは申し上げます。

教育にとって大事なことは、子供たちが将来に対して夢や希望をしっかりと持ち、それらを実現させることだろうと思います。子供たちが夢や目標を持てるよう、環境を整えることは我々大人の責任です。教育の町を掲げる本町としては、言葉だけではなく、確かな行動計画をつくるべきではないでしょうか。本町以外の方がこの町に移住してでも子供たちに東庄の学校の教育を受けさせたいと思われるような学校を目指し、目に見える学力の向上、豊かな心、健やかな体の子供たちを育む教育のまちづくりについて、小学校の統合を進めている今こそ、真剣に考えるべきではないでしょうか。教育委員会として、教育のまちづくりについて、どのように認識し、どのような構想があるのかお伺いいたします。

2番目に、教育基本条例の制定について。本町での5校の小学校を1校に統合するというので、今、教育について町民の関心は非常に高まり、小学校はどこに立つのだろうか、どんな学校になるのだろうか、町民の期待はますます大きくなっています。教育のまち、東庄を掲げている以上、全国的にも注目されるような魅力ある学校にしていきたいと思います。教育のまちづくりを構想、計画し、それらを行動、実行することは大事なことです。町民に期待される教育のまちづくりのため、構想とその行動計画を明記した東庄町教育基本条例の制定は非常に重要なことだと存じます。

教育委員会はどのように考えているのでしょうか。お伺いいたします。

以上で私の1回目の質問を終わります。

議長（鎌形寿一君）

教育課長、林敏行君。

教育課長（林 敏行君）

それでは、ご質問要旨の1点目、教育のまちづくりについてということで、小学校の統廃合を機会に、東庄町の教育を改めて考える、具体的な行動計画を策定する必要があるのではというご質問と理解いたしました。

町の取組みにつきましては、現在、第5次の東庄町総合計画の後期基本計画に掲げた施策を基に進めているところでございます。また、教育の効果、児童・生徒の教育水準の向上などを目指しまして、町立小学校の統廃合について、町教育委員協議会において、1校に統合する方向で協議を行っているところでございます。

新たな東庄町の教育理念、目標、考え方などにつきましては、今後、策定いたします、「（仮称）東庄町立小学校再編計画」の中で、お示しをまいります。

あわせて児童の確かな学力ですとか、豊かな心、健やかな体に支えられた子どもたちの「生きる力」の育成に向けた特色ある学校づくり、議員の言葉に置きかえますと、魅力ある学校づくり、こうしたことについても盛り込んでいく方向にしたいと考えております。

一方、具体的な行動という面におきましては、学校経営につきましては、学校長に主体がございまして、教育委員会としては従来以上に学校のバックアップに努めてまいる所存でございます。

次に、ご質問要旨の2点目、まず教育基本条例の件につきましては、憲法を初め、

教育基本法、学校教育法などによって我が国の学校教育制度の根幹が定められているところでございます。したがいまして、教育のまちづくりの構想・計画とは我々、別々なものと捉えております。そして、構想と計画については、先ほど申し上げましたとおり、小学校再編計画の中に基本的な部分を盛り込んでいく考えであります。

一方、今の国会において、教育委員会制度改革について、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（案）」が審議されております。この法案のとおり、翌年4月1日に施行されますと、首長は「教育の振興に関する施策の大綱を制定する」ということになります。また、平成29年度からの実施に向けた第6次の東庄町基本構想・基本計画についても策定するという予定でございますので、それらの中に盛り込んでいくことになるものと考えております。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

2回目ということですがけれども、質問ではなく、要望を申し述べたいと思います。

小学校の統合を進める本町にとって、教育問題は最重要課題の一つと存じます。急激な人口減少が進む中、教育のまちづくりは非常に重要です。教育のまち東庄にふさわしい基本条例の制定を小学校の統合とセットで私としては取り組んでいただきたいと存じます。

以上で質問を終わります。

議長（鎌形寿一君）

以上で、高木武男君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

日程第6、同意第1号、固定資産評価員の選任についてを議題とします。

ここで町民課長、多部田秀也君の退席を求めます。

（町民課長 多部田秀也君 退席）

議長（鎌形寿一君）

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（鎌形寿一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、同意第1号、固定資産評価員の選任についての提案理由を申し上げます。

固定資産評価員につきましては、地方税法第404条第2項の規定により、固定資産を適正に評価し、町長が行う価格の決定を補助するため、議会の同意を得て選任することとされております。

今まで前町民課長の池永芳則が評価員を兼ねておりましたが、辞任願が提出されましたので、町民課長の多部田秀也を評価員に選任したいということでございます。

ご審議の上、ご同意いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

お諮りします。

ただいま議題となりました同意第1号については、正規の手続を省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

これから、同意第1号、固定資産評価員の選任についてを採決します。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、同意第1号は同意することに決定しました。

ここで、町民課長、多部田秀也君は入場してください。

（町民課長 多部田秀也君 着席）

議長（鎌形寿一君）

日程第7、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（町税条例等の一部を改正する条例）、及び日程第8、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(鎌形寿一君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

ただいま提案されました承認第1号、町税条例等の一部を改正する条例及び承認第2号、東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律並びに地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令が平成26年3月31日にそれぞれ公布され、いずれも4月1日から施行されたことに伴い、地方税法等を引用する町税条例及び本年3月議会において議決をいただきました町税条例の一部を改正する条例並びに東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じました。

急を要するため、3月31日に専決処分をしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、専決処分の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、ご承認くださいますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長(鎌形寿一君)

町民課長。

町民課長(多部田秀也君)

それでは、私のほうから承認第1号、町税条例等の一部を改正する条例の内容について、ご説明申し上げます。

今回の主な改正点は、固定資産税特例措置の拡充、法人町民税法人税割の税率の改正、軽自動車税の見直しなどでございます。

なお、今回の改正条例の構成につきましては、議案書5ページ、改正条例第1条で、町税条例の一部改正を行い、議案書の9ページの改正条例第2条で、町税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものとなっております。

初めに、町税条例の一部を改正する条例、第1条関係についてご説明申し上げます。

す。

参考資料の1ページをごらんください。

新旧対照表、左側の改正案に沿って説明をさせていただきます。

第23条第2項の改正は、法人の町民税の納税義務者に関する規定です。法人税法において外国法人の恒久的施設が定義されたことに伴う改正です。

続きまして、第33条第5項の改正は、個人町民税の所得割の課税標準に関する規定について、引用条文の整備による改正です。

次に、第34条の4の改正は、地方法人税の創設に併せて、法人の町民税にかかる法人税割の標準税率等が引き下げられたことに伴う改正でございます。

なお、この改正は、平成26年10月1日以降に開始する事業年度から適用されます。

続きまして、次のページ、第48条第2項及び第5項の改正、こちらは法人の町民税の申告納付についての規定でございます。法人税法において、外国法人にかかる外国税額控除制度が新設されたことに伴う改正でございます。

次に、第51条第4項の改正、こちらは認可地縁団体等にかかる町民税の減免について、県民税と同様に減免申請の簡素化を図るための改正でございます。この改正は、平成26年4月1日から適用されます。

続きまして、3ページ、第52条第1項の改正です。

法人税法において、外国法人にかかる申告納付制度が規定されたことに伴う改正でございます。

次に、第57条の改正、こちらは固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について、引用条文の整備による改正でございます。

次のページをお願いします。

第59条の改正、こちらは固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告について、引用条文の整備による改正となります。

続いて、第82条の改正です。軽自動車税の税率、税額について、法律改正にあわせて引き上げ等を行う改正であります。この改正は、平成27年4月1日から適用されます。

続きまして、附則第4条の2の改正です。公益法人等に係る町民税の課税の特例に関する規定です。租税特別措置法の改正に伴い、引用条文を整理するものでござ

います。

続いて、6ページから11ページの中段まででございます。附則第6条、附則第6条の2及び附則第6条の3、こちらの改正です。

こちらは、単に、課税標準の計算の細目を定めるものであることから、削除するものでございます。

11ページ中段からの附則第7条の4の改正です。

寄付金税額控除における特例控除額の特例に関する規定について、引用条文の整備による改正でございます。

続いて12ページをお願いします。

附則第8条の改正、こちらは肉用牛の売却による事業所得の課税の特例について、適用期限を3年間、延長するものでございます。

この改正は平成26年4月1日から適用することになります。

次に、附則第10条の2、こちらの改正は、固定資産税の課税標準の特例のうち、地方自治体が独自に定める余地を導入したわがまち特例、こちらについて、条例で割合を新たに定めるものでございます。

わがまち特例といいますのは、地方税法の定める範囲内で地方自治体が特例措置の内容、例えば期間であるとか割合、こういったものを条例で定めることができる仕組みでございます。

続いて、13ページです。附則第10条の3、こちらの改正は、耐震改修が行われた住宅について、固定資産税の減額措置が創設されたことに伴う改正でございます。

次に、附則第16条の改正です。初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過した3輪以上の軽自動車に対する経年車重課について、条例で定める割合を新たに定めるものでございます。

続きまして、14ページです。附則第17条の2の改正ですけれども、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得にかかる町民税の課税の特例について、適用期限を3年間、延長するものでございます。

この改正は、平成26年4月1日から適用されるものです。

次に、附則第19条及び附則第19条の2の改正です。こちらは一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人町民税の課税の特例について、引用条文の

整備をするものでございます。

続きまして、16ページをお願いします。附則第19条の3の改正ですけれども、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例に係る規定で、法律改正に伴う所要規定の整備を行うものでございます。

次のページをお願いします。附則第21条の改正は、規定の明確化を行うとともに、一般社団法人等にかかる非課税措置の廃止による改正でございます。

次に、附則第21条の2、こちらの改正は、引用条文の改正に伴う規定の整備でございます。

次のページで、18ページから22ページです。附則第22条、附則第22条の2及び附則第23条の改正は、東日本大震災にかかる特例について、必ず条例によって定めなければならないこととされている事項を除き、条例には規定しないこととするため削除するものでございます。

また、これらの規定の削除に伴い、附則第24条及び附則第25条の改正は、規定の繰り上げによる改正であります。

続きまして、町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。こちらについて説明を申し上げます。

附則第20条の5を削る改正規定の次に加える規定は、特定移行一般社団法人等にかかる固定資産税について、地方税法の改正に伴う引用条文の整備であります。内容についての変更はございません。

承認第1号につきましては、以上でございます。

引き続き、承認第2号、東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の内容について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、所得の少ない世帯への軽減措置の拡大と後期高齢者支援金等課税額と介護納付金課税額の限度額の改正が主なものでございます。

参考資料の25ページをご覧ください。新旧対照表の左側の改正案に沿って説明をさせていただきます。

第2条第3項の改正は、後期高齢者支援金等課税額にかかる限度額を14万円から16万円にするものでございます。

同条第4項の改正は、介護納付金課税額の限度額を12万円から14万円とするものであります。これにより保険税の額は医療保険分、後期高齢者支援金分、介護

納付金分を合わせた最高限度額が4万円上がって81万円となります。

第18条の改正については、地方税法施行規則の改正により、引用条文の整備であります。

第23条第1項の改正については、第2条第3項、後期高齢者支援金等課税額の限度額の改正に伴い14万円から16万円に、同じく第2条第4項、介護納付金課税額の限度額の改正に伴い12万円から14万円に、それぞれ2万円の引き上げを行うものであります。

第2号の改正は、世帯主を含めることにより、減額する対象を拡大するものでございます。

また、第3号の改正も、同一世帯所得者1人当たり35万円の減額を45万円に引き上げるもので、軽減対象が拡大されるものでございます。

以上、承認第1号及び承認第2号、専決処分の承認を求めることについての説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますよう、お願い申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（町税条例等の一部を改正する条例）を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

次に、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

日程第9、議案第22号、平成26年度東庄町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（鎌形寿一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第22号、平成26年度東庄町一般会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ880万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億3,380万3,000円とするものでございます。

今回の補正では国・県等の補助金が新たに措置されたことによる事業について、予算計上しております。

まず、東今泉区へのコミュニティ助成事業でございますが、財団法人自治総合センターの助成金を活用して行います。

また、保育園に対する各種事業の補助金や消費者行政及び観光推進の事業費についても国・県補助金を財源として実施するものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。よろしくご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

それでは、平成26年度東庄町一般会計補正予算（第1号）の内容について、説明をさせていただきます。

議案書の21ページをお願いいたします。まず歳出から申し上げます。

2款・総務費、1項5目・総務管理費、企画費のコミュニティ助成事業助成金250万円は、東今泉区のお祭り用品整備に対する助成で、全額財団法人自治総合センターの助成金によるものでございます。

次に3款・民生費、2項4目・児童福祉費、児童福祉施設費の19節541万7,000円は、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金447万4,000円と、一時預かり事業補助金94万3,000円になっております。保育士等処遇改善臨時特例事業補助金は、保育園の保育士の賃金改善のための補助金を計上するものでございます。

一時預かり事業補助金は、当初予算に計上したのですが、補助基準額の増による補正を行うものでございます。

なお、歳出の補正項目は2事業ですが、当初予算の歳出に計上してありました地域子育て支援拠点事業補助金について、今回の補正に際して歳入予算が措置されたため、財源内訳において一般財源がマイナス303万5,000円となっております。こちらは後の歳入補正予算において、再度ご説明させていただきます。

次に、6款・商工費、1項1目・商工費、商工総務費で消費者行政にかかる事業の増額補正50万円、県補助金を財源として行うもので、消費者被害防止ネットワーク作り事業の委託料となっております。

また、こちらにも財源振替がございまして、歳入の県補助金が補正額を超過する分75万4,000円は、当初予算の歳出で計上していた物件費等への財源振替となっております。

次に、同じ商工費の3目・観光費、11節で38万6,000円。有料道路利用観光振興事業として、東総有料道路の無料往復通行券を観光客等に配布し、観光促進を図るもので、県補助金を活用した基金となっております。

次に、歳入について申し上げます。20ページをお願いします。

14款・国庫支出金、2項2目4節・国庫補助金、民生費国庫補助金、児童福祉費補助金の保育緊急確保事業補助金1,149万1,000円。こちらは3事業の補助金となっております。

歳出補正予算で申しあげました保育士等処遇改善臨時特例事業と一時預かり事業、さらに当初予算の歳出で計上しております。地域子育て支援拠点事業の補助金となっております。

続いて、15款・県支出金、2項2目5節・県補助金、民生費補助金、児童福祉費補助金マイナス303万9,000円も、同じく3事業にかかるものでございます。うち保育士等処遇改善臨時特例事業補助金55万9,000円と、一時預かり事業補助金22万6,000円は、歳出予算の増に伴うものですが、地域子育て支援拠点事業補助金については、14款・国庫支出金に組み換えになったことにより、マイナス382万4,000円となっております。

同じく県補助金の7目・商工費補助金のうち、1節・商工費補助金、消費者行政活性化基金事業補助金125万4,000円は、歳出の消費者行政事業、2節・観光費補助金、有料道路利用観光振興事業補助金33万6,000円は、観光事業の財源となっております。

次に、20款・諸収入、5項3目・雑入で、コミュニティ助成事業助成金250万円を計上しております。

最後に繰越金の補正ですが、今回の補正予算は当初予算の歳出に計上しております事業に対する歳入の補助金が新規に設置されたことにより、歳入の補正額が歳出補正額を上回っております。このため、一般財源が不要となる373万9,000円については、19款・繰越金でマイナス補正をするものでございます。

以上で、一般会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

21ページの歳出の商工総務費の消費者被害者防止ネットワーク作り事業委託料というのは、どういう内容のものか教えていただけますか。

議長（鎌形寿一君）

産業振興担当課長、石毛一久君。

産業振興担当課長（石毛一久君）

それではお答えいたします。この事業につきましては、社会福祉協議会のほうに委託しまして、各種消費者行政相談について、保健センターで行われている事業について、行われているものの予算を計上しております。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

予算というと、弁護士料とか、民生委員さんかどなたか相談員さんとして担当している、その方たちの日当ということになりますか。

議長（鎌形寿一君）

産業振興担当課長、石毛一久君。

産業振興担当課長（石毛一久君）

弁護士相談にかかる費用、また民生委員さんが活用する啓発物資や研修費用になっております。

13番（山崎ひろみ君）

わかりました。

議長（鎌形寿一君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

これから、議案第22号、平成26年度東庄町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。再開は4時35分といたします。

（午後 4時18分 休憩）

（午後 4時30分 再開）

議長（鎌形寿一君）

休憩善に引き続き、会議を開きます。

日程第10、報告第1号、繰越明許費繰越計算書について（平成25年度東庄町一般会計繰越明許費繰越計算書）の報告を行います。

町長より報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、平成25年度東庄町一般会計における繰越明許費繰越計算書について、ご報告を申し上げます。

報告第1号は、先の3月定例会で繰越明許費を定めた平成25年度一般会計補正予算について、可決承認をいただいたところでございますが、今回、その繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条の規定に基づき、報告をさせていただきます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

それでは、報告第1号、繰越明許費繰越計算書の内容について、ご説明をします。議案書23ページをお願いいたします。

3月議会で議決いただきました繰越明許費の補正では、3事業を計上していましたが、内2事業は年度内に完了したため、平成26年度への繰越は1事業となりました。

3款・民生費、2項・児童福祉費の子ども・子育て支援システム導入委託料35

4万6,000円で、システム仕様の未確定要素により繰り越しとなったものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

本件については報告事項でございますが、特に質疑があればこれを許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

質疑なしと認めます。

以上で報告を終わります。

日程第11、請願第1号、「国における平成27（2015）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願から、日程第13、陳情第1号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情まで、以上3件を一括議題とします。

職員に請願・陳情の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（鎌形寿一君）

ここで請願紹介議員から趣旨説明を求めます。

15番、高嶋雅弘君。

15番（高嶋雅弘君）

本日は10人の一般質問ということで、大変ご苦労さまでございました。

請願第1号と2号は、これは毎年、議会に提出されるものでございまして、学校の当番と言ったらよろしゅうございますか、この前は橘小学校のほうから出てきて、前々回でしたか、宮崎議員が紹介議員でいろいろと説明をやっておりまして、本日のこの請願第1号、第2号は石出小学校から出てきたものでございます。今、局長が朗読してくれましたように、いろいろなことを書いてあるわけでございます。34名以下の学級だとかと言っていますけれども、現に石出小学校の場合は、昨年度は1年生が18人、今2年生になった子供たちですね、今年度は14人でございます。そういうことございまして、印刷物には明確に書いてございますが、今夜はまだ時間がありますので、おうちに帰ってから何回も読んでみてください。

それと同時に、これは委員会付託ということでございますので、あす、文教福祉委員さん方には慎重審議をお願いして、紹介議員とします。お願いします。

議長（鎌形寿一君）

これらの請願・陳情は、会議規則第91条第1項及び第94条の規定により、お手元の付託表のとおり所管の常任委員会に審査の付託をします。

日程第14、休会の件を議題とします。

常任委員会審査等のため、11日及び12日の2日間は休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、11日及び12日の2日間は休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

6月13日の会議は、議事の都合により午後2時30分に繰り下げて開くことにします。

予定の時刻にご参集願います。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 4時49分 散会）